

V 様式・参考資料編

V-1 申請書等様式集

〈申請書等様式集目次〉

別紙様式 1 (共済規程設定認可申請書)	3
別紙様式 2 (共済規程変更認可申請書)	4
別紙様式 3 (共済規程廃止認可申請書)	5
別紙様式 4 (共済規程変更届出書)	6
別紙様式 5 (特定関係者との間の取引等の特例の承認申請書)	7
別紙様式 6 (認可対象会社を子会社とすることに係る認可申請書)	9
別紙様式 7 (1年を超えて国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて 保有することに係る承認申請書)	11
別紙様式 8 (水産業協同組合法第100条の3第7項において準用する第87条の3 第5項ただし書きに定める事由により子会社となった認可対象会社を、 1年を超えて子会社とすることに係る認可申請書)	13
別紙様式 9 (子会社の業務を変更することに係る認可申請書)	15
別紙様式 10 (業務報告書の提出延期承認申請書)	17
別紙様式 11 (業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧開始の 延期承認申請書)	18
別紙様式 12 (決算速報の提出の延期に係る承認申請書)	19
別紙様式 13 (価格変動準備金の不積立ての認可申請書)	20
別紙様式 14 (価格変動準備金の取崩しの認可申請書)	21
別紙様式 15 (共済計理人の選任届出書)	22
別紙様式 16 (共済計理人の退任届出書)	23
別紙様式 17 (水産業協同組合法第100条の3第1項第4号イ又はロ (漁協にあっては、第17条の14第1項第1号又は2号)に 掲げる会社を子会社とする届出書)	24
別紙様式 18 (子会社が子会社でなくなった届出書)	26
別紙様式 19 (子会社が認可対象会社(漁協にあっては、子会社対象会社)に該当し ない子会社になった届出書)	28
別紙様式 20 (漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第28条各号に掲げる 事由により他の会社を子会社とした届出書)	30
別紙様式 21 (削除)	32
別紙様式 22 (子会社の名称等の変更届出書)	33
別紙様式 23 (子会社の本店の所在地変更届出書)	35
別紙様式 23-2 (子会社〇〇の名称(住所)変更に係る届出書)	37
別紙様式 24 (子会社の業務内容の変更届出書)	38
別紙様式 25 (子会社の合併届出書)	40
別紙様式 25-2 (子会社〇〇の合併届出書)	42

別紙様式 26（子会社の解散（又は業務の全部の廃止）届出書）	4 3
別紙様式 26-2（子会社〇〇の業務の全部の廃止届出書）	4 5
別紙様式 27（国内の会社の基準議決権数を超える議決権の取得（又は保有）届出書） ...	4 6
別紙様式 27-2（〇〇の議決権の取得（又は保有）届出書）	5 0
別紙様式 29（削除）	5 3
別紙様式 29-2（削除）	5 4
別紙様式 30（基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議決 権数を超える部分の議決権を保有しなくなった届出書）	5 5
別紙様式 30-2（〇〇の議決権の基準議決権数を超えて有する部分の議決権数有しな くなくなった届出書）	5 7
別紙様式 31（特殊関係者を新たに有することとなった届出書）	5 8
別紙様式 31-2（特殊関係者を新たに有することになった届出書）	6 0
別紙様式 32（特殊関係者でなくなった届出書）	6 1
別紙様式 32-2（特殊関係者でなくなったことに伴う届出書）	6 3
別紙様式 33（削除）	6 4
別紙様式 33-2（特殊関係者（又は基準議決権数を超えて議決権を保有する会社）の 業務を変更する場合の届出書	6 5
別紙様式 35（異常危険準備金の不積立て等の届出書）	6 6
別紙様式 36（劣後特約付金銭消費貸借による借入れ届出書）	6 8
別紙様式 37（劣後特約付金銭消費貸借の期限前弁済届出書）	6 9
別紙様式 38（共済代理店設置届出書）	7 0
別紙様式 39（共済代理店廃止届出書）	7 2
別紙様式 40（不祥事件等届出書）	7 4
別紙様式 41（決算速報）	7 7

別紙様式 1（法第 15 条の 2 第 1 項関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

共済規程設定認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、共済規程を定める決議を行いましたので、水産業協同組合法第 15 条の 2 第 1 項の規定により、認可を申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 共済規程全文
- 3 共済規程を定める決議をした総会（又は総代会）の議案及び議事録

別紙様式 2（第 15 条の 2 第 2 項関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

共済規程変更認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、共済規程を変更する決議を行いましたので、水産業協同組合法第 15 条の 2 第 2 項の規定により、認可を申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 共済規程変更条文新旧対照表
- 3 共済規程全文（現行のもの）
- 4 規程変更の決議をした総会（又は総代会）の議案及び議事録

別紙様式 3（第 15 条の 2 第 2 項関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

共済規程廃止認可申請書

平成 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、共済規程を廃止する決議を行いましたので、水産業協同組合法第 15 条の 2 第 2 項の規定により規程廃止の認可を申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 共済規程廃止の決議をした総会（又は総代会）の議案及び議事録

別紙様式4（第15条の2第3項関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

共済規程変更届出書

平成 年 月 日開催の理事会において、共済規程を変更する決議を行いましたので、水産業協同組合法第15条の2第3項の規定により、届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 共済規程変更条文新旧対照表
- 3 共済規程全文（現行のもの）
- 4 共済規程変更の決議をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（法第48条第5項の規定に基づき、共済規程の変更について理事会で決議した場合には、当該理事会の議案及び議事録）

別紙様式 5（第 11 条の 15、規則第 8 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

特定関係者との間の取引等の特例の承認申請書

特定関係者である〇〇〇〇との間において取引等をいたしたく、水産業協同組合法第 11 条の 15 ただし書の規定に基づき承認を申請いたします。

- 1 別紙様式 5 の 2
- 2 取引対象である特定関係者の概要等その他行政庁の長が必要と認める事項を記載した書類

別紙様式 5 の 2

取引対象	商号（漁協）			
	所在地			
	代表者（代表理事名）			
	会社（漁協）の状況	(売上高) (経常損益) (当期損益)	(総資産) (資本金（出資金）)	
	特定関係者 となる事由			
	主要株主等の構成	A 社 B 社 C 社	(総株主の議決権に対する割合 (総株主の議決権に対する割合 (総株主の議決権に対する割合	%) % %)
取引の内容		〇〇年度 支援金合計額 (内訳) ・ ・	百万円 百万円 百万円 百万円	
過去の取引内容		〇〇年度 支援金合計額 (内訳) ・ ・	百万円 百万円 百万円 百万円	
取引を行う理由				
その他 (監督指針Ⅲ－２－２に 関して組合としての認識等)				

別紙様式 6（法第 100 条の 3 第 6 項、規則第 90 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

認可対象会社を子会社とすることに係る認可申請書

〇〇を子会社とすることについて、水産業協同組合法第 100 条の 3 第 6 項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 別紙様式 6 の 2
- 2 申請者に関する次に掲げる書類
 - （1）最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - （2）本件認可後における収支の見込みを記載した書類
 - （3）株式交換により認可対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類
 - ① 株主総会の議事録等
 - ② 株式交換契約書
 - ③ 株式交換費用を記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
 - （1）申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - （2）本件認可後における申請者及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類
- 4 申請に係る認可対象会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 申請に係る認可対象会社を子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 申請に係る認可対象会社の役員の履歴書
- 7 申請に係る認可対象会社の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 6 の 2

申請に係る会社の概要	名称				
	主たる営業所又は事務所の位置				
	従たる営業所の所在地				
	業務の内容	(法第 100 条の 3 第 1 項第 号に該当)			
	会社の状況 (直近の決算期より)	売上高:	総資産:		
		経常損益:	資本金:		
		当期損益:			
	役員の役職名及び氏名				
	役員及び従業員の数				
	主要株主等の構成	A 社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)		
		B 社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)		
		C 社	個 (総株主の議決権に対する割合 %)		
総株主等の議決権 ・ 保有する議決権の数の状況			認可事由発生前①	認可事由発生後②	増減(②－①)
	総株主等の議決権	個	個	個	個
	保有議決権数(注 1)	個	個	個	個
	保有議決権割合 (注 1)	%	%	%	%
子会社とする理由					
実行予定日	年 月 日 ()				
現地当局の認可等の取得 (予定) 年月日 (注 2)	年 月 日 ()				

(注)

- 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について
申請者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、保有状況についてそれぞれ様式に従い記入する。
- 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」について
現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載する。

別紙様式 7（法第 17 条の 15 第 2 項ただし書、第 101 条第 2 項、信用
等命令第 35 条、規則第 91 条）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

1 年を超えて国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて保有することに
係る承認申請書

〇〇の基準議決権数を超える議決権を、引き続き 1 年を超えて保有することについて、
水産業協同組合法第 101 条第 2 項において準用する第 17 条の 15 第 2 項（漁協にあつ
ては第 17 条の 15 第 2 項）ただし書の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請いたしま
す。

添付書類

- 1 別紙様式 7 の 2
- 2 申請に係る会社の議決権のうちその基準議決権を超えて取得し、又は保有すること
となった部分の議決権の処分方法に関する方針を記載した書類
- 3 申請に係る会社の役員の履歴書
- 4 申請に係る会社の組織図
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 7 の 2

	名称	
申請に係る特定事業会社の概要	主たる営業所又は事務所の位置	
	従たる営業所の所在地	
	業務の内容	
	会社の状況 (直近の決算期より) (注)	売上高: 総資産: 経常損益: 資本金: 当期損益:
	役員の役職名及び氏名	
	役員及び従業員の数	
	主要株主等の構成	A社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
引き続き保有する理由		
引き続き保有することになる日	年 月 日 ()	

(注)

「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する（本欄の項目に必ずしもこだわらない。）

別紙様式 8（法第 100 条の 3 第 7 項、規則第 90 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

水産業協同組合法第 100 条の 3 第 7 項において準用する第 87 条の 2 第 5 項
ただし書きに定める事由により子会社となった認可対象会社を、1 年を超えて
子会社とすることに係る認可申請書

〇〇を引き続き 1 年を超えて子会社とすることについて、水産業協同組合法第 100 条
の 3 第 7 項において準用する第 87 条の 2 第 5 項ただし書きの規定に基づき、別紙のとおり
認可を申請します。

添付書類

- 1 別紙様式 8 の 2
- 2 申請者に関する次に掲げる書類
 - （1）最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に
関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - （2）本件認可後における収支の見込みを記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
 - （1）申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書
及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を
知ることができる書類
 - （2）申請者及びその子会社等の本件認可後における申請者及びその子会社等の収支の
見込みを記載した書類
- 4 申請に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失
の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ
る書類
- 5 申請に係る子会社を引き続き子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国
内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合に
は、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 申請に係る子会社の役員の履歴書
- 7 申請に係る子会社の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 8 の 2

申請に係る特定事業会社の概要	名称	
	主たる営業所又は事務所の位置	
	従たる営業所の所在地	
	業務の内容	(法第 100 条の 3 第 1 項第○号に該当)
	会社の状況 (直近の決算期より) (注 1)	売 上 高 : 総 資 産 : 経 常 損 益 : 資 本 金 : 当 期 損 益 :
	役員の役職名及び氏名	
	役員及び従業員の数	
	主要株主等の構成	A 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
引き続き子会社とする理由		
子会社とした日	年 月 日 ()	
現地当局の認可等の 取得 (予定) 年月日 (注 2)	年 月 日 ()	

(注)

1 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する (本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

2 「現地当局の認可等の取得 (予定) 年月日」について

現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載する。

別紙様式 9（法第 100 条の 3 第 7 項、規則第 90 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

子会社の業務を変更することに係る認可申請書

子会社である〇〇を水産業協同組合法第 100 条の 3 第 1 項第〇号に該当する会社とすることについて、水産業協同組合法第 100 条の 3 第 7 項において準用する同法第 87 条の 2 第 6 項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請します。

添付書類

- 1 別紙様式 9 の 2
- 2 申請者に関する次に掲げる書類
 - （1）最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余若しくは剰余金の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - （2）本件認可後における収支の見込みを記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
 - （1）申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - （2）本件認可後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類
- 4 申請に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 申請に係る子会社の役員の履歴書
- 6 申請に係る子会社の組織図
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 9 の 2

申請に係る子会社等の概要	名称			
	主たる営業所又は事務所の位置			
	従たる営業所の所在地			
	業務の内容	変更前	(法第 100 条の 3 第 1 項第○号に該当)	
		変更後	(法第 100 条の 3 第 1 項第○号に該当)	
	会社の状況 (直近の決算期より) (注)		売 上 高 : 経 常 損 益 : 当 期 損 益 :	総 資 産 : 資 本 金 :
	役員役職名及び氏名			
	役員及び従業員の数			
	主要株主等の構成		A 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
保有議決権数				
業務の内容の変更の理由				
変更予定日		年 月 日 ()		

(注)「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する（本欄の項目に必ずしもこだわらない。）。

別紙様式 10（規則第 205 条第 8 項関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

業務報告書の提出延期承認申請書

業務報告書の提出を延期いたしたく、水産業協同組合法施行規則第 205 条第 8 項の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

添付書類

理由書

別紙様式 11（信用等命令第 49 条、規則第 209 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧開始の延期承認申請書

業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧の開始を延期いたしたいので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 49 条第 3 項（水産業協同組合法施行規則第 209 条第 3 項）の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 縦覧開始予定日

別紙様式 12（規則第 225 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

決算速報の提出の延期に係る承認申請書

決算速報の提出を延期いたしたいので、水産業協同組合法施行規則第 225 条第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 提出予定日

別紙様式 13（法第 15 条の 19 第 1 項、規則第 64 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

価格変動準備金の不積立ての認可申請書

価格変動準備金の不積立てについて、水産業協同組合法第 15 条の 19 第 1 項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 剰余金処分案又は損失処理案
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）上記 2 から 4 までの書類については、これに準ずる内容を記載した書類に代えることができる。

別紙様式 14（法第 15 条の 19 第 2 項、規則第 64 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

価格変動準備金の取崩しの認可申請書

価格変動準備金の取崩しについて、水産業協同組合法第 15 条の 19 第 2 項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

添付書類

- 1 理由書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 剰余金処分案又は損失処理案
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

（注）上記 2 から 4 までの書類については、これに準ずる内容を記載した書類に代えることができる。

別紙様式 15（法第 126 条第 2 号、規則第 220 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

共済計理人の選任届出書

〇〇〇〇を共済計理人に選任しましたので、水産業協同組合法第 126 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 水産業協同組合法施行規則第 73 条に規定する要件に該当することを証する書面
- 3 共済計理人が 2 人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面

別紙様式 16（法第 126 条第 2 号、規則第 220 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

共済計理人の退任届出書

共済計理人〇〇〇〇が退任しましたので、水産業協同組合法第 126 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 当該共済計理人退任後も共済計理人が 2 人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書類

別紙様式 17（法第 126 条第 9 号（又は 3 号）、規則第 223 条、第 221 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

水産業協同組合法第 100 条の 3 第 1 項第 4 号イ又はロ（漁協にあっては、第 17 条の 14 第 1 項第 1 号又は 2 号）に掲げる会社を子会社とする届出書

水産業協同組合法第 100 条の 3 第 1 項第 4 号イ又はロ（漁協にあっては、第 17 条の 14 第 1 項第 1 号又は 2 号）に掲げる会社を子会社とすることについて、水産業協同組合法第 126 条第 9 号（漁協にあっては、第 3 号）の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 17 の 2
- 2 水産業協同組合法施行規則第 223 条（漁協にあっては、第 221 条）各号に掲げる書類

別紙様式 17 の 2

子会社とする会社の概要	名称		
	主たる営業所又は事務所の所在地		
	業務の内容	(規則第 88 条(第 85 条又は信用等命令第 26 条)第○項第○号に該当)	
	会社の状況 (直近の決算期より) (注)	売 上 高 : 経 常 損 益 : 当 期 損 益 :	総 資 産 : 資 本 金 :
	役員の役職名及び氏名		
	役員及び従業員の数		
	子会社とした後の 主要株主等の構成	A 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
保有する議決権の数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)		
子会社とする理由			
変更予定日	年 月 日 ()		

(注)「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する（本欄の項目に必ずしもこだわらない。）。

別紙様式 18（法第 126 条第 10 号（又は 4 号）、規則第 223 条、第 221 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

子会社が子会社でなくなった届出書

子会社が子会社でなくなりましたので、水産業協同組合法第 126 条第 10 号（漁協にあっては、第 4 号）の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 18 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 18 の 2

名称		
主たる営業所又は 事務所の所在地		
業務の内容		
保有議決権数	変更前	個（総株主の議決権に対する割合 %）
	変更後	個（総株主の議決権に対する割合 %）
子会社でなくなった理由		
子会社でなくなった日		年 月 日（ ）

別紙様式 19（法第 126 条第 11 号（又は 5 号）、規則第 223 条、第 221 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

子会社が認可対象会社（漁協にあっては、子会社対象会社）に該当しない子会社になった届出書

認可対象会社（漁協にあっては、子会社対象会社）に該当する子会社が認可対象会社（漁協にあっては、子会社対象会社）に該当しない子会社になったので、水産業協同組合法第 126 条第 11 号（漁業協同組合にあっては、第 5 号）の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 19 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 19 の 2

子会社の商号		
子会社の主たる営業所又は事務所の所在地		
業務の内容	変更前	(規則第 88 条(第 85 条又は信用等命令第 26 条)第○項第○号に該当)
	変更後	
保有議決権数		個 (総株主の議決権に対する割合 %)
子会社対象会社でなくなった理由		
子会社対象会社でなくなった日		年 月 日 ()

別紙様式 20（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 3 号（又は第 1 号）関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 28 条各号に掲げる事由等により他の会社を子会社とした届出書

組合若しくはその子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 28 条各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたので、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 3 号（漁協にあっては、第 1 号）の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 20 の 2
- 2 子会社とした会社の役員の履歴書
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 20 の 2

子会社とした会社の概要	商号又は名称			
	主たる営業所又は事務所の所在地			
	業務の内容			
	会社の状況 (直近の決算期より) (注)	売上高： 経常損益： 当期損益：	総資産： 資本金：	
	役員の役職名及び氏名			
	役員及び従業員の数			
	保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)		
	主要株主等の構成	A 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)		
子会社とした理由		(信用等命令第 28 条第 号該当)		
子会社とした日		年 月 日 ()		

(注)「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること（本欄の項目に必ずしもこだわらない。）。

別紙様式 2 1 （削除）

別紙様式 22（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 4 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

子会社の名称等の変更届出書

〇〇が名称等を変更することについて、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 22 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 22 の 2

子会社の 名称又は商号	変更前	
	変更後	
子会社の主たる営業所 又は事務所の所在地		
変更予定日		年 月 日 ()
変更の理由		

別紙様式 23（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 4 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

子会社の本店の所在地変更届出

子会社〇〇が本店の所在地を変更することについて、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 23 の 2
- 2 変更予定地の見取図
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 23 の 2

子会社の商号又は名称		
本店又は主たる 事務所の所在地	変更前	
	変更後	
変更予定日		年 月 日 ()
変更の理由		
変更に係る費用		

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

子会社〇〇の名称（住所）変更に係る届出書

子会社〇〇の $\left\{ \begin{array}{c} \text{名称} \\ \text{住所} \end{array} \right\}$ を変更いたしたく、水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

現名称	
現住所	
新名称又は新住所	
会社の状況	(売上高) (総資産) (経常利益) (資本金) (当期損益)
株主構成	
取締役及び監査役の役職 及び氏名 (注)	
従業員数	
事業内容	
変更予定日	年 月 日 ()

(注) 当該漁業協同組合出身役員の場合には、その旨記載のこと。

別紙様式 24（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 4 号（又は第 2 号）関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

子会社の業務内容の変更届出書

子会社〇〇が主な業務の内容を変更することについて、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 4 号（漁協にあっては、第 2 号）の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 24 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 24 の 2

子会社の商号又は名称		
子会社の所在地		
主な業務内容	変更前	
	変更後	
変更予定日		年 月 日 ()
理由		

別紙様式 25（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 4 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

子会社の合併届出書

子会社〇〇が合併することについて、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 25 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 25 の 2

新会社の概要 (1) 商号又は名称 (2) 所在地 (3) 資本金 (4) 株主構成 (5) 役員の役職名及び氏名 (6) 従業員数 (7) 事業内容						
旧会社の概要 . . .						
合併の形態						
合併の理由						
合併の期日						
業績予想 (単位：百万円)						
	区分	前々期実績	前期実績	当期見込み	翌期予想	翌々期予想
	. . .					
	営業収益					
	営業費用					
	営業損益					
	. . .					
	経常損益					
	. . .					
	当期損益					
	. . .					

別紙様式 25-2 (法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 2 号関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名 印

子会社〇〇の合併届出書

子会社〇〇の合併をいたしたく、水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり、届け出ます。

記

新会社の概要 (1) 名称 (2) 所在地 (3) 資本金 (4) 株主構成 (5) 役員 (6) 従業員数 (7) 事業内容						
旧会社の概要 上記①～⑦						
合併の形態						
合併の理由						
合併の期日	年 月 日 ()					
業績予想 (単位：百万円)						
	区分	前々期実績	前期実績	当期見込み	翌期予想	翌々期予想
	・・・ 営業収益 営業費用 営業損益 ・・・ 経常損益 ・・・ 当期損益 ・・・					

別紙様式 26（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 4 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

子会社〇〇の業務の全部の廃止届出書

子会社〇〇の業務の全部を廃止したことについて、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 26 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 26 の 2

業務の全部を廃止する子会社の商号又は名称	
所在地	
資本金	
株主構成	
役員の役職名及び氏名	
従業員数	
業務の内容	
業務の全部を廃止する理由	
業務全部廃止予定日	年 月 日 ()

別紙様式 26-2 (法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 2 号関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

子会社〇〇の業務の全部の廃止届出書

子会社〇〇の業務の全部を廃止いたしましたので、水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり、届け出ます。

記

廃業子会社の名称	
所在地	
資本金	
株主構成	
役員	
従業員数	
業務内容	
廃業理由	
廃業の期日	年 月 日 ()

別紙様式 27（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 10 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

他の会社の基準議決権数を超える議決権の取得（又は保有）届出書

〇〇の基準議決権数を超える議決権を取得（又は保有）したので、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 27 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 27 の 2

商号又は名称				
本店又は主たる 営業所の所在地				
業務の内容				
会社の状況 (直近の決算期より) (注 1)	売 上 高 :	総 資 産 :		
	経 常 損 益 :	資 本 金 :		
	当 期 損 益 :			
総株主等の議決権・保有 する議決権の数の状況		届出事由発 生前①	届出事由発 生後②	増減 (②－①)
	総株主等の議決権 (注 2, 6)	個	個	個
	保有議決権数 (注 2, 3, 4)	個	個	個
	保有議決権割合 (注 3)	%	%	%
議決権取得 (又は保有) の理由 (注 5)	(根拠条文:信用等命令第 34 条第 () 号)			
取得 (又は保有) した日	年 月 日 () (注 6)			

(注)

1 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること。(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

2 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「株主総会等の招集通知の受領時(以下「判明時」という。)に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模非上場会社等の招集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。(この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注 4 において同じ。)

3 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について

届出者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、保有状況についてそれぞれ様式に従い記入すること。

4 保有議決権数の算定方法

判明時に保有する当該会社の議決権数とする。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「議決権」の記載がない場合には所有する「株式等の数」等を「議決権の数」とみなして差し支えない。

5 「議決権の取得（又は保有）の理由」欄の記載にあつては、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第34条（以下「命令」という。）第6号から第8号までの事由による場合は「総株主の議決権の数の減少」として一括記載することで差し支えない。

6 届出期限等

届出(超過)要因	届出期限	起算日(注1)	総株主等の議決権(注7)
命令第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日(注2)時点の議決権数（以下「基準日議決権数」という。）
命令第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
命令第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数＋取得に係る議決権数
命令第4号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数＋当該議決に係る議決権総数
命令第5号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数＋当該転換に係る議決権総数
命令第6号、第7号及び第8号の一部（以下の場合を除く）(注3)	定時総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
命令第8号の一部（金庫株取得の場合）(注4)	(注5)	届出日	基準日議決権数(注6)
命令第8号の一部（合併・営業譲渡等の株会の議決に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。）	株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数＋総会決議に係る議決権数
命令第9号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数

注1：基準議決権数を超えて取得又は保有した日をいう。

注2：会社法第124条に規定する「一定の日」をいう。

注3：相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定しうるが、その場合は、本要因に含めて取扱って差し支えない。

注4：会社法第155条に規定する場合に取得する自己株式をいう。

注5：① 会社法第155条の規定に基づき自己株式の取得を決議した株主総会（又は取締役会）の開催日を含む月の翌月末営業日

② 自己株式の取得を月次等の開示で知った日を含む月の翌月末営業日（非上場等で自己株式の取得について開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日）のいずれか選択した方法で届けるものとする（選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残株

を含めた数で届け出ても差し支えない。)

注6：注5②により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。

注7：「総株主の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものを用いるものとする。

別紙様式 27-2 (法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 7 号関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

〇〇の議決権の取得（又は保有）届出書

〇〇の議決権の取得（又は保有）について、水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

名称				
本店所在地				
業務の内容				
会社の状況 (直近の決算期より) (注 1)	(売 上 高) (経 常 損 益) (当 期 損 益)	(総 資 産) (資 本 金)		
総株主等の議決権・保有 議決権数の状況		届出事由発 生前①(注 7)	届出事由発 生後②	増減 (②－①)
	総株主等の議決権 (注 2, 6)	個	個	個
	保有議決権数 (注 3, 4)	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%
議決権取得（又は保有） の理由	(注 5)(根拠条文:信用等命令第〇〇条第〇〇号)			
起算日	年 月 日 () (注 6)			

(注) 1 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する（本欄の項目に必ずしもこだわらない。）

2 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「定時株主総会等招集通知の受領時（以下「判明時」という。）に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、

当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。（この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注4において同じ。）

3 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数第3位以下を四捨五入し、少数第2位までの計数を記入すること。

4 保有議決権数の算定方法

判明時に有する当該会社の議決権の数とする。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「議決権」の記載がない場合には、所有する「株式等の数」等を「議決権数」とみなして差し支えない。

5 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第34条（以下「命令」という。）第6号から第8号までの事由による場合は「総株主の議決権数の減少」として一括記載することで差し支えない。

6 届出期限等

届出(超過)要因	届出期限	起算日 (注1)	総株主等の議決権 (注7)
命令第1号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日(注2)時点の議決権数（以下「基準日議決権数」という。）
命令第2号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数
命令第3号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数＋取得に係る議決権数
命令第4号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数＋当該議決に係る議決権総数
命令第5号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数＋当該転換に係る議決権総数
命令第6号、第7号及び第8号の一部（以下の場合を除く）(注3)	定時総会の開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数
命令第8号の一部（金庫株取得の場合）(注4)	(注5)	届出日	基準日議決権数 (注6)
命令第8号の一部（合併・営業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。）	株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数＋総会決議に係る議決権数
命令第9号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数

注1：基準議決権数を超えて取得又は保有した日をいう。

注2：会社法第124条に規定する「一定の日」をいう。

注3：相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定し得るが、その場合は、本要因に含めて取扱って差し支えない。

注4：会社法第155条に規定する場合に取得する自己株式をいう。

注5：① 枠を決議した株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日 又は

② 枠の実行を月次等の開示で知った日を含む月の翌月末営業日（非上場等で枠の実行の開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日）のいずれか選択した方法で届けるものとする（選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残枠を含めた数で届け出ても差し支えない。）。

注6：注5②により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。

注7：「総株主の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものをを用いるものとする。

別紙様式 2 9 （削除）

別紙様式 29－2（削除）

別紙様式 30（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 11 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった届出書

〇〇の議決権の基準議決権数を超えて保有する部分の議決権を保有しなくなったので、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 30 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 30 の 2

商号又は名称				
本店又は主たる 営業所の所在地				
業務の内容				
		届出事由 発生前①	届出事由 発生後②	増減 (②－①)
総株主等の議決権・保有 する議決権の数の状況	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%
基準議決権数を超える部 分の議決権を保有しなく なった理由				
基準議決権数を超える部 分の議決権を保有しなく なった日	年 月 日 ()			

(注) 別紙様式 27 の 2 (注) の記載要領に準じて記載すること。

別紙様式 30-2 (法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 8 号関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

〇〇の議決権の基準議決権数を超えて有する部分の議決権数を有しなくなった
届出書

〇〇の議決権の基準議決権数を超えて有する部分の議決権を有しなくなったので、水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、下記のとおり、届け出ます。

記

名称				
本店所在地				
業務の内容				
総株主等の議決権・保有議決権数の状況		届出事由発生前①(注2)	届出事由発生後②	増減(②-①)
	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数(注1)	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%
基準議決権数を超えて取得(又は保有)した時の理由	(根拠条文:規則第〇〇条第〇〇号)			
基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった日	年 月 日 ()			

(注)

1 「保有議決権数」「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、少数第 3 位以下を四捨五入し、少数第 2 位までの計数を記入すること。

別紙様式 3 1（法第 1 2 6 条第 1 2 号、規則第 2 2 4 条第 1 項第 5 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

特殊関係者を新たに有することとなった届出書

〇〇を特殊関係者として新たに有することとなったため、水産業協同組合法第 1 2 6 条第 1 2 号及び水産業協同組合法施行規則第 2 2 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 3 1 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 3 1 の 2

商号又は名称	
本店又は主たる 営業所の所在地	
業務の内容	
会社の状況 (直近の決算期より)	売 上 高 : 総 資 産 : 経 常 損 益 : 資 本 金 : 当 期 損 益 :
役員の役職名及び氏名 (注)	
役員及び従業員の数	
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者となる理由	
主要株主等の構成	A 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
実行予定日	年 月 日 ()

(注) 共済水産業協同組合連合会出身役員の場合には、その旨を記載すること。

別紙様式 31-2 (法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 5 号関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

特殊関係者を新たに有することになった届出書

〇〇〇〇を特殊関係者として新たに有することになったため、水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記のとおり、届け出ます。

記

名称	
主たる営業所の住所	
業務の内容	
会社の状況	(売 上 高) (総 資 産) (経 常 損 益) (資 本 金) (当 期 損 益)
取締役及び監査役の役職 名及び氏名 (注)	
役員又は従業員の数	
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者となった理由	
主要株主等の構成	〇〇〇〇 個 (総株主の議決権に対する割合 %) 〇〇〇〇 個 (総株主の議決権に対する割合 %) 〇〇〇〇 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
届出事由発生日	年 月 日 ()

(注) 当該漁業協同組合出身役員の場合には、その旨を記載のこと。

別紙様式 32（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 6 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

特殊関係者でなくなった届出書

〇〇が特殊関係者でなくなったので、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 32 の 2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 3 2 の 2

商号又は名称	
本店又は主たる営業所の所在地	
業務の内容	
保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合　％）
特殊関係者でなくなった理由	
特殊関係者でなくなった日	年　　月　　日（　　）

別紙様式 32-2 (法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 6 号関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

特殊関係者でなくなったことに伴う届出書

〇〇〇〇が特殊関係者でなくなったため、水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり、届け出ます。

記

名称	
主たる営業所の住所	
業務の内容	
保有議決権数	個（議決権に対する割合 %）
特殊関係者でなくなった理由	
届出事由発生日	年 月 日（ ）

別紙様式 3-3 (削除)

別紙様式 33-2 (法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 9 号関係)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

特殊関係者（又は基準議決権数を超えて議決権を保有する会社）の業務を変更する
場合の届出書

特殊関係者（又は基準議決権数を超えて議決権を保有する会社）である〇〇〇〇の業務
を変更することとなったため、水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 9 号の規定
に基づき、下記のとおり、届け出ます。

記

名称	
主たる営業所の住所	
変更前の業務内容	
変更後の業務内容	
変更理由	
会社の状況	(売 上 高) (総 資 産) (経 常 損 益) (資 本 金) (当 期 損 益)
取締役及び監査役の役職 及び氏名 (注)	
役員及び従業員の数	
保有株式	株 (議決権に対する割合 %)
主要株主等の構成	〇〇〇〇 (議決権に対する割合 %) 〇〇〇〇 (議決権に対する割合 %) 〇〇〇〇 (議決権に対する割合 %)
変更予定日	年 月 日 ()

(注) 当該漁業協同組合出身役員の場合には、その旨記載のこと。

別紙様式 35（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 14 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

異常危険準備金の不積立て等の届出書

農林水産大臣が定める積立てに関する基準によらない異常危険準備金の積立て（又は異常危険準備金の取崩し）をすることについて、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 別紙様式 35 の 2
- 3 水産業協同組合法施行規則第 224 条第 2 項に掲げる書類
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 35 の 2

共済の種類	
-------	--

(単位：円)

区 分	異常危険準備金Ⅰ	異常危険準備金Ⅱ	合 計
年度始積立額			
当年度積立額			
当年度取崩額			
年度末積立額			

(単位：円)

区分	異常危険準備金Ⅰ		異常危険準備金Ⅱ	
積立基準額	普通死亡リスク		予定利率リスク相当額の 10%	
	災害死亡リスク			
	生存保障リスク			
	災害入院リスク			
	疾病入院リスク		責任準備金の 0.1%	
	火災リスク、傷害リスク、地震災害リスク及び風水害リスク			
	その他のリスク（生命）			
	その他のリスク（損害）			
積立限度額	普通死亡リスク		予定利率リスク相当額	
	災害死亡リスク			
	生存保障リスク			
	災害入院リスク			
	疾病入院リスク		責任準備金の 3%	
	火災リスク、傷害リスク			
	その他のリスク（生命）			
取崩基準	危険差損の額		利差損の額	
	税負担の額		契約者割戻準備金の積立額	
	契約者割戻準備金の積立額			

別紙様式 36 (法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 15 号関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

劣後特約付金銭消費貸借による借入れ届出書

劣後特約付金銭消費貸借による借入れをいたしたく、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調達(変更)理由					
調達(変更)予定日	年 月 日 ()				
調達総額(円貨換算額)	(百万円)				
調達先					
調達期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 か月)				
調達金利	%				
支払余力比率の推移	調達直前期 (/ 期) %	調達実行期 (/ 期) %	調達実行翌期 (/ 期) %		
本件受入れ 後の残高	劣後特約付債務			永久劣後特約付債務	
	通貨別	円貨建	外貨()建	円貨建	外貨()建
	残 高				

(添付書類)

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 1 調達金利は、変更(連動)又は固定の別についても記載すること。
- 2 「本件受入れ後の残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨ごとに記載すること。

別紙様式 37 (法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 16 号関係)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

劣後特約付金銭消費貸借の期限前弁済届出書

劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済いたしたく、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

期限前弁済理由			
期限前弁済予定日	年 月 日 (弁済期限までの残存期間 年 か月)		
期限前弁済を行う 債務の概要	調達総額	円貨換算額 (百万円)	
	調達先		
	調達期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 か月)	
	調達金利	年 %	
借換え等を行う場合の 債務の概要	調達予定日	年 月 日	
	調達総額	円貨換算額 (百万円)	
	調達先		
	調達期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 か月)	
	調達金利	年 %	
支払余力比率の推移	返済直前期 (/ 期) %	返済実行期 (/ 期) %	返済実行翌期 (/ 期) %

(添付書類)

- 1 当該債務の「劣後特約付金銭消費貸借による借入れ届出書」の写し
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式 38（法第 126 条第 1 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

共済代理店設置届出書

共済代理店を設置しますので、水産業協同組合法第 126 条第 1 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 別紙様式 38 の 2
- 2 共済事業の業務委託に関する委託契約書案

別紙様式 38 の 2

組合名	
組合長名	
組合の所在地	
設置理由	
設置予定日	年 月 日 ()
主たる業務の内容	

別紙様式 39（法第 126 条第 1 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

共済代理店廃止届出書

共済代理店を廃止しますので、水産業協同組合法第 126 条第 1 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

別紙様式 39 の 2

別紙様式 39 の 2

組合名	
組合長名	
組合の所在地	
廃止理由	
廃止予定日	年 月 日 ()

別紙様式 40（法第 126 条第 12 号、規則第 224 条第 1 項第 17 号関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
組 合 名
代表理事 氏 名

不祥事件等届出書

〇〇において不祥事件等が発生したので、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び水産業協同組合法施行規則第 224 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

別紙様式 40 の 2

別紙様式40の2

不祥事件等の概要

(第 報)

(平成 年 月 日現在)

1 都道府県名		2 組合名		3 当初報告		年 月 日					
4 発生した部門		5 不祥事件の種類		6 当事者の地位							
7 経営上の 特徴等	ア 組合員数 正 准		イ 役員数 理事 監事		ウ 職員数 (うち共済部門)						
	エ 貯金		オ 貸付金		カ 販売取扱高						
	キ 資本										
8 不行 祥わ 事れ 件た の時 期	自 年 月	9 経過 概要									
	至 年 月										
	期間										
	年 月										
10 当事者	ア 職 名		イ 氏 名		ウ 性別	エ 年齢	オ 組合等（前身 団体を含む。） 在職年数				
							カ 性 行、 私的環境、 その他				
11 原因 動機			12 利用した 手口	13 隠ぺいのために特 にとったと思われ る手段							
14 発覚 の時 期等	ア 発覚の年月		ウ 不祥事件の発生から発覚までの期間における行政庁検査、漁連監査、監事監査、内部検査の実施状況								
	年 月		行政庁検査		漁連監査		監事監査				
	イ 発生からア までの期間		年 月 日		年 月 日		年 月 日				
	年 月										
15 発覚の端緒 (該当に○印)			ア 行政庁の検査 イ 漁連監査 ウ 監事監査 エ 内部検査 オ 警察の調査 カ 投書・電話 キ 役職員の発見 ク その他 ()								
16 事後 措 置 等	組合の取った措置			17 被害 状 況	被害額 (A) 千円		補填額又は補填見込額 (B) 千円		ウ 実被害額 (A－B) 千円		
	(ア) 当事者に対する処分 (イ) その他							当 事 者			
								親 戚			
								保 証 人			
								役 員			
								職 員			
	(ウ) 司 法 の 措 置 (該 当 に ○ 印)										
							計				

18 再発防止策等

コンプライアンス・マニュアル策定の有無	有 ・ 無
コンプライアンス規定策定の有無	有 ・ 無
不祥事対応・防止マニュアル策定の有無	有 ・ 無
連続職場離脱の実施の有無 (「有」の場合：実施割合(実施者数/職員数))	有 ・ 無 (/)
不祥事件等が防げなかった 管理上の問題点	(未然に防げなかった組合の問題点を記入する。)
講じた再発防止策	(発生原因を踏まえ、直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。)
講じる再発防止策	(発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。)
上記再発防止策の履行状況を確認するための手段	(上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制(ダブルチェック)を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)

19 超過理由

行政庁への報告年月日	年 月 日
(報告遅延理由)	(行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1ヶ月を超えている場合(規則第224条第6項に違反する場合)は報告遅延理由を記入する。)

注1：第1報は、不祥事件等の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに、本様式に記入して報告すること。

また、発生原因(調査・解明部署が行った調査結果を含む。)、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については確定次第、第2報等として、速やかに再報告すること。

なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。

注2：第2報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。

注3：19「超過理由」については、行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1ヶ月を超えている場合のみ記載すること。

別紙様式 4 1（規則第 2 2 5 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（住 所）
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

〇〇年度決算速報

〇〇年度決算速報について、水産業協同組合法施行規則第 2 2 5 条第 3 項の規定に基づき、提出します。

添付書類

別紙様式 4 1 の 2

年度決算速報

共済水産業協同組合連合会

1. 比較貸借対照表
2. 比較損益計算書
3. 剰余金処分案（又は損失金処理案）
4. 契約高の状況
5. 運用資産残高表
6. 運用利回り状況表
7. 財産運用収益明細表
8. 財産運用費用明細表
9. 有価証券等の状況
10. 運用不動産用途別状況表
11. 共済契約準備金明細表
12. 責任準備金計算書
13. 共済掛金積立金明細表
14. 未経過危険共済掛金計算書
15. 異常危険準備金積立計算書
16. I . B . N . R . 備金計算書
17. 未収共済掛金の計上明細表
18. 割戻所要額計算書
19. 契約者割戻準備金積立限度額計算書
20. 契約者割戻準備金受払明細表
21. 利源分析表
22. 価格変動準備金積立計算書
23. 総額限度のある運用対象一覧表
24. 同一人に対する運用財産状況表
25. リスク管理債権の状況
26. 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（支払余力比率）
27. 経営効率表

(注) 1. 該当なしの場合は、本頁の当該箇所にその旨記載し、資料の添付を要さないものとする。

2. 財産の状態等を明らかにするために、適宜この様式に掲げてある科目等を細分化し又はこの様式に掲げてある科目等以外にその性質に応じた適切な名称を付し、適切な場所に記載することができる。

1. 比較貸借対照表

(単位：百万円、%)

資 産						
科 目	当年度末		前年度末		対前年増減	
		構成比		構成比	金額	比率
(資 産 の 部)						
現金						
預け金						
系統預け金						
系統外預け金						
買現先勘定						
債券貸借取引支払保証金						
金銭の信託						
金銭債権						
有価証券						
国債						
地方債						
金融債						
特別法人債						
短期社債						
社債						
外国証券						
株式						
その他の有価証券						
貸付金						
共済契約貸付金						
金融機関貸付金						
未収共済掛金						
未収保険勘定						
事業仮払金						
その他資産						
金融派生商品						
金融商品等差入担保金						
前払費用						
未収収益						
その他の資産						
有形固定資産						
土地						
減価償却資産						
減価償却累計額	△		△			
建設仮勘定						
無形固定資産						
外部出資						
系統出資						
系統外出資						
子会社等出資						
前払年金費用						
繰延資産						
繰延税金資産	△		△			
貸倒引当金	△		△			
外部出資等損失引当金						
資産の部合計						

負 債 及 び 純 資 産						
科 目	当年度末		前年度末		対前年増減	
		構成比		構成比	金額	比率
(負 債 の 部)						
共済契約準備金						
支払備金						
責任準備金						
割戻準備金						
未払保険勘定						
未払委託手数料						
事業未払金						
その他負債						
売現先勘定						
債券貸借取引受入担保金						
借入金						
未払法人税等						
金融派生商品						
金融商品等受入担保金						
前受収益						
未払費用						
その他の負債						
未払漁業者年金業務推進費						
未払法人税等						
諸引当金						
賞与引当金						
退職給付引当金						
価格変動準備金						
繰延税金負債						
負債の部合計						
(純 資 産 の 部)						
出資金						
回転出資金						
資本準備金						
利益剰余金						
利益準備金						
その他利益剰余金						
〇〇積立金						
当期末処分剰余金（又は当期末処 理損失金）						
（うち当期剰余金（又は当期損失金））						
会員資本合計						
その他有価証券評価差額金						
繰延ヘッジ損益						
評価・換算差額等合計						
純資産の部合計						
負債及び純資産の部合計						

2. 比較損益計算書

(単位：百万円、%)

科 目	当年度		前年度		対前年増減	
		百分比		百分比	金額	比率
経常収益 直接事業収益 受入共済掛金 保険金 保険払戻金 共済契約準備金戻入額 支払備金戻入額 責任準備金戻入額 割戻準備金戻入額 財産運用収益 利息及び配当金収入 預金利息 有価証券利息配当金 貸付金利息 その他の利息及び配当金 金銭の信託運用益 金銭債権収益 有価証券売却益 有価証券評価益 有価証券償還益 金融派生商品収益 その他の運用収益 その他経常収益 受入国庫補助金 受取出資配当金 その他の経常収益						
経常費用 直接事業費用 支払共済金 支払返戻金 割戻金 保険料 共済契約準備金繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 割戻金積立利息繰入額 財産運用費用 金銭の信託運用費 金銭債権運用費 有価証券売却損 有価証券評価損 有価証券償還損 金融派生商品費用 その他の運用費用 貸倒引当金繰入額 価格変動準備金繰入額 委託手数料 事業管理費 人件費 旅費交通費 業務費 諸税負担金 施設費 減価償却費 繰延資産償却費						

雑費 その他経常費用 漁業者年金業務推進費 寄付金 その他の経常費用						
経常利益（又は経常損失）						
特別利益 業務用固定資産処分益 価格変動準備金戻入額 その他の特別利益						
特別損失 業務用固定資産処分損 減損損失 その他の特別損失						
税引前当期剰余金（又は税引前当期損失金） 法人税・住民税及び事業税 法人税等調整額 割戻準備金繰入額 当期剰余金（又は当期損失金）						
前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金） ○○積立金取崩額 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）						

3. 剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

（1）剰余金処分計算書

（単位：百万円）

	当年度	前年度	対前年増減
当期未処分剰余金 任意積立金取崩額 ・ ・ ・ 剰余金処分額 利益準備金 任意積立金 うち〇〇積立金 ・ ・ ・ 出資配当金 事業分量配当金 次期繰越剰余金			

（2）損失金処理計算書

（単位：百万円）

	当年度	前年度	対前年増減
当期未処理損失金 損失金処理額 任意積立金取崩額 ・ ・ ・ 利益準備金取崩額 資本準備金取崩額 回転出資金取崩額 次期繰越損失金			

4. 契約高の状況

(1) 長期共済

(単位：件、百万円)

共済の種類	前年度末		当 年 度																					
			期 末		純増(減)		契 約 の 増 加						契 約 の 減 少											
							新契約高		転換充当		復活その他		共済金支払事由発生契約		転換による減少		解約・解除		失効		その他			
	共済期間満了	事故消滅契約																						
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

(2) 長期共済（特約）

(単位：件、百万円)

特約の種類	前年度末		当 年 度					
			新契約高		期 末		純増(減)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

(3) 短期共済

(単位：件、共済金額：百万円、共済掛金：千円)

共済の種類	前年度末		当 年 度								
			新契約高			前年度新契約高		純増(減)		期末保有契約高	
	件数	共済金額	件数	共済金額	共済掛金	件数	共済掛金	件数	共済掛金	件数	共済金額

5. 運用資産残高表

(単位：百万円、%)

運用方法		項目	前年度末残高		当年度末残高		増減額		増減率
			構成比		構成比		構成比		
運用資産	預け金								
	金銭の信託								
	金銭債権								
	有価証券								
	公社債								
	国債								
	地方債								
	金融債								
	特別法人債								
	短期社債								
	社債								
	株式								
	外国証券								
	外債								
	外国株式								
	その他								
	その他の有価証券								
	貸付信託受益証券								
	投資信託								
	貸付金								
	共済契約貸付金								
	金融機関貸付金								
	信漁連貸付金								
運用不動産									
合　　計									
うち外貨建資産									

6. 運用利回り状況表

(単位：百万円、%)

運用方法		項目	年間平均残高(A)		運用益(B)	うち利息及び配当金収入		運用費(C)	正味運用益(D)=(B)-(C)		正味利回り	
			構成比			利回り			構成比	当年度	前年度	
運用資産		預け金										
		金銭の信託										
		金銭債権										
		有価証券										
		公社債										
		国債										
		地方債										
		金融債										
		特別法人債										
		短期社債										
		社債										
		株式										
		外国証券										
		外債										
		外国株式										
		その他										
		その他の有価証券										
		貸付信託受益証券										
		投資信託										
		貸付金										
		共済契約貸付金										
		金融機関貸付金										
		信漁連貸付金										
		運用不動産										
合　　計												
	うち外貨建資産											

7. 財産運用収益明細表

(単位：百万円、%)

運用方法		項目	利息及び 配当金収入	有価証券 売却益	有価証券 評価益	有価証券 償還益	為替差益	金融派生 商品収益	その他	合	計	前年度運用益	
											構成比	合 計	構成比
運用資産	預け金												
	金銭の信託												
	金銭債権												
	有価証券												
	公社債												
	国債												
	地方債												
	金融債												
	特別法人債												
	短期社債												
	社債												
	株式												
	外国証券												
	外債												
	外国株式												
	その他												
	その他の有価証券												
	貸付信託受益証券												
	投資信託												
	貸付金												
	共済契約貸付金												
	金融機関貸付金												
	信漁連貸付金												
運用不動産													
合 計													
うち外貨建資産													

8. 財産運用費用明細表

(単位：百万円、%)

運用方法		項目	有価証券 売却損	有価証券 評価損	有価証券 償還損	為替差損	金融派生 商品費用	貸倒損失	不動産管理 費・償却費	貸倒引当 金繰入額	その他	合 計		前年度運用費		
												構成比		合計	構成比	
運用資産	預け金															
	金銭の信託															
	金銭債権															
	有価証券															
	公社債															
	国債															
	地方債															
	金融債															
	特別法人債															
	短期社債															
	社債															
	株式															
	外国証券															
	外債															
	外国株式															
	その他															
	その他の有価証券															
	貸付信託受益証券															
	投資信託															
	貸付金															
	共済契約貸付金															
	金融機関貸付金															
	信漁連貸付金															
	運用不動産															
合 計																
うち外貨建資産																

9. 有価証券等の状況

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	当 年 度 末		前 年 度 末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券				

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分	当 年 度 末					前 年 度 末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
責任準備金対応債券										
満期保有目的の債券										
子会社・関連会社株式										
その他有価証券										
公社債										
株式										
外国証券										
その他の有価証券										
譲渡性預金証書等										
合 計										
公社債										
株式										
外国証券										
その他の有価証券										
譲渡性預金証書等										

③ 時価のない有価証券

(単位：百万円)

区 分	当年度末	前年度末
	帳簿価額	帳簿価額
責任準備金対応債券		
満期保有目的の債券		
子会社・関連会社株式		
その他有価証券		
合 計		

(注) 有価証券のほか、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーなどの金銭債権を含みます。

(2) 金銭の信託の時価情報

① 金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	当 年 度 末			前 年 度 末		
	貸借対照表計上額	時価額	差損益	貸借対照表計上額	時価額	差損益
金銭の信託						

② 売買目的有価証券の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	当 年 度 末		前 年 度 末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券				

③ 責任準備金対応債券・満期保有目的の債券・その他有価証券の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	当年度末			前年度末		
	帳簿価額	時価	差損益	帳簿価額	時価	差損益
責任準備金対応債券						
満期保有目的の債券						
その他有価証券						

10. 運用不動産用途別状況表

(単位：百万円、件)

項目 用途	土 地					減 価 償 却 資 産						無 形 固 定 資 産						当年度末残高	
	前年度末	当年度増減額		当年度末残高		前年度末	当年度増減額			当年度末残高		前年度末	当年度増減額			当年度末残高		合計額	
	残高	増加	減少	件数	金額 (A)	残高	増加	減少	(うち減価 償却費)	件数	金額 (B)	残高	増加	減少	(うち減価 償却費)	件数	金額 (C)	(A) + (B) + (C)	
合 計																			

11. 共済契約準備金明細書

(単位：円)

共 済 の 種 類							合計
責 任 準 備 金	共 済 掛 金 積 立 金						
	未経過共済掛金	未経過共済掛金					
		前納未経過掛金					
		小 計					
	異常危険準備金	共済リスクに備える 異常危険準備金					
		予定利率リスクに備える 異常危険準備金					
		小 計					
	計						
	契 約 者 割 戻 準 備 金						
支 払 備 金	通常支払備金	事 業 未 払					
		分割払年金					
		そ の 他					
		小 計					
	I . B . N . R . 備 金						
	計						
合 計							

12. 責任準備金計算書

(単位：円)

共 済 の 種 類						合計
年度末有効 契約に係る 責任準備金 の全額	平準純共済掛金式積立金					
	積立水準の充分性の検証 結果による積立必要額					
	未経過共済掛金					
	未経過前納掛金					
未収未計上に対応する 責任準備金相当額	平準純共済掛金式積立金					
	未経過共済掛金					
失効に係る未経過危険掛金相当額						
収支残高法による未経過危険掛金調整額						
事業年度末 責任準備金	平準純共済掛金式積立金					
	積立水準の充分性の検証 結果による積立必要額					
	未経過共済掛金					
	未経過前納掛金					

13. 共済掛金積立金明細表

(単位：円)

共 済 の 種 類							合計
平準純共済掛金式による額 (A)							
積立水準の充分性の検証結果による 積立必要額 (B)							
合 計 (C) = (A) + (B)							
実際に積み立てる額	基本計算額 (D)						
	基本計算額を 超える部分の額	前年度末累計額					
		当年度取崩額					
		新規繰入額					
		当年度末累計額 (E)					
	合 計 (F) = (D) + (E)						
償却 不足額	(A) 基準	(G) = (A) - (F) (負の場合は 0)					
	(C) 基準	(H) = (C) - (F) (負の場合は 0)					
積立率	(A) 基準	$\{1 - (G) / \{(A) - (D)\}\} \times 100$					
	(C) 基準	$\{1 - (H) / \{(C) - (D)\}\} \times 100$					

14. 未経過危険共済掛金計算書

(単位：円)

共 済 の 種 類								
未経過法による額								
収 支 残 高 法	収入	受入共済掛金						
		再保険金						
		再保険返戻金						
	支出	支払返戻金						
		支払共済金						
		支払備金繰入	返戻金					
			共済金					
		再保険料						
	収 支 残 高							
未経過危険共済掛金								
収支残高法による未経過危険掛金調整額								

15. 異常危険準備金積立計算書

(1) 異常危険準備金の積立明細

(単位：円)

共 済 の 種 類							
異常危険準備金Ⅰ (共済リスク)	計 算 の 基 礎	積立基準額					
		積立限度額					
		異 常 危 険 準 備 金	前年度繰越額				
			危険差損のてん補に充てる取崩額				
			その他の取崩基準による取崩額				
			当年度新規積立額				
			取崩基準によらない取崩額				
			(うち特別利益計上額)				
			当年度末積立額				
		新規積立額の検証					
		当年度末積立額の検証					
	危 険 差 損 益						
異常危険準備金Ⅱ (予定利率リスク)	計 算 の 基 礎	積立基準額					
		累積限度額					
		異 常 危 険 準 備 金	前年度繰越額				
			利差損のてん補に充てる取崩額				
			その他の取崩基準による取崩額				
			当年度新規積立額				
			取崩基準によらない取崩額				
			(うち特別利益計上額)				
			当年度末積立額				
		新規積立額の検証					
		当年度末積立額の検証					
	利 差 損 益						

(2) 異常危険準備金Ⅰ（共済リスク）の積立基準額・積立限度額の計算（生命）

(単位：円)

共 済 の 種 類						
計 算 の 基 礎	死亡共済金額 ①					
	危険共済金額 ②					
	災害等死亡共済金額 ③					
	年金共済掛金積立金額 ④					
	災害入院共済金日額 ⑤					
	疾病入院共済金日額 ⑥					
	その他保障の収入危険共済掛金 ⑦					
積 立 基 準 額	(普通死亡リスク) ②*0.06/1000					
	(災害死亡リスク) ③*0.006/1000					
	(生存保障リスク) ④*1.0/1000					
	(災害入院リスク) ⑤*18/1000					
	(疾病入院リスク) ⑥*36/1000					
	(その他リスク(生命)) ⑦*34/1000					
	合 計					
積 立 限 度 額	(普通死亡リスク) ②*0.06/100					
	(災害死亡リスク) ③*0.006/100					
	(生存保障リスク) ④*1.0/100					
	(災害入院リスク) ⑤*18/100					
	(疾病入院リスク) ⑥*36/100					
	(その他リスク(生命)) ⑦*34/100					
	合 計					

(注) 乗組員厚生共済及び団体信用厚生共済の普通死亡リスクについては、計算の基礎の死亡共済金額①を用いて計算すること。

(3) 異常危険準備金Ⅰ（共済リスク）の積立基準額・積立限度額の計算（損害）

（単位：円）

共 済 の 種 類						
計 算 の 基 礎	受入危険共済掛金					
	要支払返戻金					
	再保険料					
	再保険返戻金					
	収入危険共済掛金					
積立基準額						
積立限度額						

（注）租税特別措置法第57条の5第1項に規定する異常危険準備金として、事業年度の所得の計算上損金の額に算入することに限度額がある場合は、当該算入限度額の計算書を追加して作成すること。

(4) 異常危険準備金Ⅱ（予定利率リスク）の積立基準額・積立限度額の計算

(単位：円)

共 済 の 種 類						
計 算 の 基 礎						
	合 計					
積 立 基 準 額						
	合 計					
積 立 限 度 額						
	合 計					

(注) 積立基準額及び累積限度額は、予定利率別に細分して計算すること。

16. I. B. N. R. 備金計算書

(1) 生命共済

(単位：円)

決算 年度	事故発生年度	共 済 の 種 類					
T 年度 決算	T 年度以前	支払共済金 (1)					
		普通支払備金 (2)					
		期首支払備金 (3)					
		計 (4) = (1) + (2) - (3)					
	(T - 1 年度以前)	支払共済金 (支払備金含む) (5)					
		消滅時積立金 (6)					
		前年度支払備金計上額 (7)					
計 (8) = (5) - (6) - (7)							
T - 1 年度 決算	T - 1 年度以前	支払共済金 (9)					
		普通支払備金 (10)					
		期首支払備金 (11)					
		計 (12) = (9) + (10) - (11)					
	(T - 2 年度以前)	支払共済金 (支払備金含む) (13)					
		消滅時積立金 (14)					
		前年度支払備金計上額 (15)					
計 (16) = (13) - (14) - (15)							
T - 2 年度 決算	T - 2 年度以前	支払共済金 (17)					
		普通支払備金 (18)					
		期首支払備金 (19)					
		計 (20) = (17) + (18) - (19)					
	(T - 3 年度以前)	支払共済金 (支払備金含む) (21)					
		消滅時積立金 (22)					
		前年度支払備金計上額 (23)					
計 (24) = (21) - (22) - (23)							
T - 3 年度決算		支払共済金 (25)					
		普通支払備金 (26)					
		期首支払備金 (27)					
		計 (28) = (25) + (26) - (27)					
直近 3 カ年の発生損害増加率		(29) = (4) / (12)					
		(30) = (4) / (20)					
		(31) = (4) / (28)					
I. B. N. R. 備金 T 年度末要積立額		(32) = (8) × (29)					
		(33) = (16) × (30)					
		(34) = (24) × (31)					
		(35) = { (32) + (33) + (34) } / 3					
T 年度決算計上額		(36)					
計上率		(36) / (35) × 100					

- (注) 1. 共済金および支払備金については再保険金を差し引きした値とすること。
 2. (5) の共済金は、支払備金を含めること ((13) および (21) において同じ。)
 3. (7) は消滅時積立金を差引いた額にすること ((15) および (23) において同じ。)

(2) 長期損害共済

(単位：円)

決算 年度	事故発生日	共 済 の 種 類				
T 年 度 決 算	T 年度応当日の前日以前	支払共済金 (1)				
		普通支払備金 (2)				
		期首支払備金 (3)				
		計 (4) = (1) + (2) - (3)				
	(T - 1 年度応当日の前日以前)	支払共済金 (支払備金含む) (5)				
		消滅時積立金 (6)				
		前年度支払備金計上額 (7)				
		計 (8) = (5) - (6) - (7)				
T - 1 年 度 決 算	T - 1 年度応当日の前日以前	支払共済金 (9)				
		普通支払備金 (10)				
		期首支払備金 (11)				
		計 (12) = (9) + (10) - (11)				
	(T - 2 年度応当日の前日以前)	支払共済金 (支払備金含む) (13)				
		消滅時積立金 (14)				
		前年度支払備金計上額 (15)				
		計 (16) = (13) - (14) - (15)				
T - 2 年 度 決 算	T - 2 年度応当日の前日以前	支払共済金 (17)				
		普通支払備金 (18)				
		期首支払備金 (19)				
		計 (20) = (17) + (18) - (19)				
	(T - 3 年度応当日の前日以前)	支払共済金 (支払備金含む) (21)				
		消滅時積立金 (22)				
		前年度支払備金計上額 (23)				
		計 (24) = (21) - (22) - (23)				
T - 3 年度決算		支払共済金 (25)				
		普通支払備金 (26)				
		期首支払備金 (27)				
		計 (28) = (25) + (26) - (27)				
直近 3 カ年の発生損害増加率		(29) = (4) / (12)				
		(30) = (4) / (20)				
		(31) = (4) / (28)				
I . B . N . R . 備金 T 年度末要積立額		(32) = (8) × (29)				
		(33) = (16) × (30)				
		(34) = (24) × (31)				
		(34) = { (31) + (32) + (33) } / 3				
T 年度決算計上額		(35)				
計上率		(35) / (34) × 100				

- (注) 1. 共済金および支払備金については再保険金を差し引きした値とすること。
2. (5) の共済金は、支払備金を含めること ((13) および (21) において同じ)。
3. (7) は消滅時積立金を差引いた額にすること ((15) および (23) において同じ)。
4. IBNR 備金の計算方法が収支残高法を採用しない場合は、事故発生日における「T 年度応当日の前日以前」を「T 年度」と読み替える。以下同じ。

(3) 短期損害共済

(単位：円)

決算 年度	事故発生年度 責任開始年度	共 済 の 種 類				
T 年 度 決 算	T年度以前 T－1年度以前責任開始	支払共済金 (1)				
		普通支払備金 (2)				
		期首支払備金 (3)				
		計 (4) = (1) + (2) - (3)				
	(T－1年度以前) (T－2年度以前責任開始)	支払共済金（支払備金含む） (5)				
		前年度支払備金計上額 (6)				
		計 (7) = (5) - (6)				
T－1 年 度 決 算	T－1年度以前 T－2年度以前責任開始	支払共済金 (8)				
		普通支払備金 (9)				
		期首支払備金 (10)				
		計 (11) = (8) + (9) - (10)				
	(T－2年度以前) (T－3年度以前責任開始)	支払共済金（支払備金含む） (12)				
		前年度支払備金計上額 (13)				
		計 (14) = (12) - (13)				
T－2 年 度 決 算	T－2年度以前 T－3年度以前責任開始	支払共済金 (15)				
		普通支払備金 (16)				
		期首支払備金 (17)				
		計 (18) = (15) + (16) - (17)				
	(T－3年度以前) (T－4年度以前責任開始)	支払共済金（支払備金含む） (19)				
		前年度支払備金計上額 (20)				
		計 (21) = (19) - (20)				
T－3年度決算 T－4年度以前責任開始		支払共済金 (22)				
		普通支払備金 (23)				
		期首支払備金 (24)				
		計 (25) = (22) + (23) - (24)				
直近3カ年の発生損害増加率		(26) = (4) / (11)				
		(27) = (4) / (18)				
		(28) = (4) / (25)				
I . B . N . R . 備金 T年度末要積立額		(29) = (7) × (26)				
		(30) = (14) × (27)				
		(31) = (21) × (28)				
		(32) = { (29) + (30) + (31) } / 3				
T年度決算計上額		(33)				
計上率		(33) / (32) × 100				

- (注) 1. 共済金および支払備金については再保険金を差し引きした値とすること。
2. (5)の共済金は、支払備金を含めること（(12)および(19)において同じ。）。
3. IBNR 備金の計算方法が収支残高法を採用しない場合は、責任開始年度は考慮しない。

17. 未収共済掛金の計上明細表

(単位：円)

共 済 の 種 類	区 分	今年度計上額			前年度計上額
		確定未収共済掛金	猶予内未収共済掛金	合計	
	未 収 額				
	計 上 額				
	計 上 率 (%)				
	未 収 額				
	計 上 額				
	計 上 率 (%)				
	未 収 額				
	計 上 額				
	計 上 率 (%)				
	未 収 額				
	計 上 額				
	計 上 率 (%)				
	未 収 額				
	計 上 額				
	計 上 率 (%)				

18. 割戻所要額計算書

(単位：円)

区分	割戻率	翌期割戻所要額
計		
合計		

- (注) 1. 共済の種類、利源ごとに表を作成するとともに、必要に応じて項目を細分して作成すること。
 2. 翌々期割戻所要額を記載する場合は、項目を追加して作成すること。

19. 契約者割戻準備金積立限度額計算書

共済の種類（ ）

(1) 損金容認額（据置割戻金以外） (単位：円)

項目	金 額				摘 要
	費 差	利 差	死差（危険差）	合 計	
①					当年度計算翌期割戻所要額（継続・満期分）
②					当年度計算翌期割戻所要額（死亡等消滅による精算分）
③					前年度割戻率変更による調整額
④					契約者割戻準備金積立限度額（継続・満期・精算分）①+②+③
⑤					契約者割戻準備金積立限度額（未払分）
⑥					契約者割戻準備金積立限度額（損金容認額） ④+⑤

(2) 損金容認額（据置割戻金） (単位：円)

項目	金 額	摘 要
①		契約者割戻準備金積立限度額（損金容認額）

(3) 損金否認額 (単位：円)

項目	金 額				摘 要
	費 差	利 差	死差（危険差）	合 計	
①					契約者割戻準備金積立限度額（損金否認額）

(4) 合計 (単位：円)

項目	金 額	摘 要
①		契約者割戻準備金積立限度額（損金容認額＋損金否認額） （1）⑥＋（2）①＋（3）①

（注）共済の種類に応じて、適宜、項目を追加して作成すること。

20. 契約者割戻準備金受払明細表
共済の種類（ ）

(単位：円)

	当年度始 積立額 ①	支払備金戻入 額中の割戻金 ②	支払割戻金 ③	支払備金繰入 額中の割戻金 ④	差引残額 ⑤=①+②-③-④	年度末との調整額 ⑥	調整後残額 ⑦=⑤+⑥
損金容認額							
損金否認額							
合 計							

	損失補てん等 取崩額 ⑧	新規繰入 積立限度額 ⑨	新規繰入額 (新規積立分) ⑩	損金否認額との 調整額 ⑪	据置利息繰入額 ⑫	積立限度超過 による取崩額 ⑬	当年度末 積立額 ⑭=⑦-⑧+⑩ +⑪+⑫-⑬
損金容認額							
損金否認額							
合 計							

21. 利源分析表

共済の種類（ ）

(単位：円)

		費差損益	死差（危険差）	利差損益	責任準備金関係損益	価格変動損益	その他の損益	合 計
収	付加共済掛金							
	その他経常収益							
	特 別 利 益							
	受入共済掛金							
	保 險 金							
	保 險 返 戻 金							
	期始支払備金							
	期始未経過共済掛金							
	期始共済掛金積立金							
	期末責準備増額							
	予 定 利 息							
	利息及び配当金収入							
益	有価証券償還益							
	その他運用益							
	期始異常危険準備金							
	期始責準備増額							
	死差益用支払返戻金							
	有価証券売却益							
	価格変動準備金戻入							
	有価証券評価戻入益							
	割戻準備金戻入							
	計							
費	委 託 手 数 料							
	事 業 管 理 費							
	その他経常費用							
	特 別 損 失							
	支 払 共 済 金							
	死差益用支払返戻金							
	保 險 料							
	期末支払備金							
	期末未経過共済掛金							
	期末共済掛金積立金							
	期始責準備増額							
	付加共済掛金							
用	割戻金積立利息繰入							

		費差損益	死差（危険差）	利差損益	責任準備金関係損益	価格変動損益	その他の損益	合 計
	有価証券償還損							
	その他運用費用							
	予 定 利 息							
	期末異常危険準備金							
	期末責準備増額							
	支 払 返 戻 金							
	有価証券売却損							
	有価証券評価損							
	価格変動準備金繰入							
	法人税・住民税及び事業税							
	法人税等調整額							
	割 戻 金							
	計							
差 益								

22. 価格変動準備金積立計算書

1 価格変動準備金明細

(単位：円)

区 分	当 年 度
積立基準額（下表(1)の⑧）	①
積立限度額（下表(1)の⑨）	②
期首残高	③
当年度積立額	④
取崩基準額（下表(2)の③）	⑤
当年度取崩額	⑥
取崩基準によらない取崩額	⑦
（うち積立限度額超過による取崩額）	⑧
期末残高（ ③＋④－⑥ ）	⑨
当年度積立額の検証（ ④／② ）	⑩
当年度末残高の検証（ ⑨／③ ）	⑪

（備考）価格変動準備金の取崩額は、価格変動準備金の期首残高を超えないこと。

2 計算の基礎

（1）積立基準額及び積立限度額の計算

(単位：円)

規則別表 3（第 63 条関係）の上欄の 対象資産の別に応じた区分	当年度末残高 （帳簿価額）	積 立 基 準 額 の 計 算		積 立 限 度 額 の 計 算	
		規則別表 3 の 中欄の率		規則別表 3 の 中欄の率	
国内の法人の発行する株式及びこれに準ずる資産 （規則第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる資産）	①	①×0.0015		①×0.20	
外国の法人の発行する株式及びこれに準ずる資産 （規則第 62 条第 1 項第 2 号に掲げる資産）	②	②×0.0015		②×0.15	
日本政府等が発行する邦貨建の債券及びこれに準ずる資産 （規則第 62 条第 1 項第 3 号に掲げる資産）	③	③×0.0002		③×0.02	
日本政府等以外が発行する邦貨建の債券及びこれに準ずる資産 （規則第 62 条第 1 項第 4 号に掲げる資産）	④	④×0.0003		④×0.03	
日本政府等が発行する外貨建の債券及びこれに準ずる資産 （規則第 62 条第 1 項第 5 号に掲げる資産）	⑤	⑤×0.0010		⑤×0.10	
日本政府等以外が発行する外貨建の債券及びこれに準ずる資産 （規則第 62 条第 1 項第 6 号に掲げる資産）	⑥	⑥×0.0011		⑥×0.11	
外貨建の預金及び貸付金等及びこれに準ずる資産 （規則第 62 条第 1 項第 7 号に掲げる資産）	⑦	⑦×0.0010		⑦×0.10	
合 計		積立基準額 （上記合計）	⑧	積立限度額 （上記合計）	⑨

（2）取崩基準額の計算

(単位：円)

区 分	当 年 度
特定資産の売買等による損失	①
金銭の信託運用費	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
その他	
特定資産の売買等による利益	②
金銭の信託運用益	
有価証券売却益	
有価証券評価益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他	
計 ①－②	③

（注）記載にあたっては、損益を相殺表示せず、実額を記載すること。

23. 総額限度のある運用対象一覧表

(単位：百万円、%)

	規則第 70 条第 2 項に 規定する総額限度	当年度末残高	
			構成比
株式	20%		
不動産	10%		
外貨建資産	20%		
特定運用資産	10%		
債券	—		—
貸付金	—		—
貸付有価証券	—		—
総資産の額（特別勘定を除く）	—		100.0

注：特定運用資産とは、規則第 70 条第 2 項第 4 号に該当する資産をいう。

24. 同一人に対する運用財産状況表

(1) 10%規制対象資産残高 (単位：百万円)

先名	社債の取得	株式の取得	金銭の貸付け (社債又は株式を 担保とするものに 限る)	金銭の貸付け	有価証券の 貸付け	貯金又は預金	全対象資産計
							(A)

(2) 総資産の額、運用財産総額、構成比 (単位：百万円、%)

	合計額	構成比
総資産の額（特別勘定を除く）	(B)	(A) / (B)

25. リスク管理債権の状況

リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	当年度末	前年度末	増減率
破綻先債権 (a)			
延滞債権 (b)			
3 か月以上延滞債権 (c)			
貸付条件緩和債権 (d)			
合計(e) = (a) + (b) + (c) + (d)			
貸付金残高 (f)			
占率 (e) / (f)			
一般貸倒引当金			
個別貸倒引当金			
貸倒引当金合計			

26. 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（支払余力比率）

（単位：百万円、％）

	当年度末	前年度末
(1) 支払余力の総額 (=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧)		
① 純資産の部の合計（剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差額金を除く。）		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 一般貸倒引当金		
⑤ その他有価証券評価差額金（税効果控除前）の90％（負債の場合は100％）		
⑥ 土地の含み損益の85％（負債の場合は100％）		
⑦ 上記に準ずるものの額 (=(a)+(b)+(c)+(d)-(e))		
(a) 共済掛金積立金等余剰部分		
(b) 契約者割戻準備金未割当部分		
(c) 税効果相当額 (=i-v)		
i) 税効果相当額		
v) 税効果相当額の不算入額（一）		
(d) 負債性資本調達手段等 (=i+v)		
i) 負債性資本調達手段		
特定負債性資本調達手段		
v) 期限付劣後債務		
(e) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額（一）		
⑧ 繰延税金資産の不算入額及び控除項目（一） (=(a)+(b))		
(a) 繰延税金資産の不算入額（一）		
(b) 控除項目（一）		
(2) リスクの合計額 (=[(R1)²+(R3+R4)²]^{1/2}+R2+R5)		
R1 一般共済リスク相当額		
R2 巨大災害リスク相当額		
R3 予定利率リスク相当額		
R4 資産運用リスク相当額 (=①+②+③+④+⑤+⑥)		
① 価格変動等リスク相当額		
② 信用リスク相当額		
③ 子会社等リスク相当額		
④ デリバティブ取引リスク相当額		
⑤ 信用スプレッドリスク相当額		
⑥ 上記に準ずるものの額 (=(a)+(b))		
(a) 再保険リスク相当額		
(b) 再保険回収リスク相当額		
R5 経営管理リスク相当額		
(3) 支払余力比率 (=(1)／((2)×1/2))		

(参考) 実質資産負債差額

(単位：百万円、%)

	当年度末	前年度末
(1) 資産の部に計上されるべき金額の合計額 (=①+②+③+④+⑤)		
① 貸借対照表の資産の部合計		
② 有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額		
③ 動産不動産含み損益		
④ 上記以外の資産の含み損益		
⑤ その他有価証券に係る繰延税金資産		
(2) 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (=①-②-③-④-⑤-⑥)		
① 貸借対照表の負債の部合計		
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 共済掛金積立金等余剰部分		
⑤ 契約者割戻準備金未割当部分		
⑥ その他有価証券に係る繰延税金負債		
(3) 実質資産負債差額 (=(1)-(2))		

27. 経営効率表

(1) 長期共済

区分			共済の種類															
				T-2 年度	T-1 年度	T 年度	T-2 年度	T-1 年度	T 年度	T-2 年度	T-1 年度	T 年度	T-2 年度	T-1 年度	T 年度	T-2 年度	T-1 年度	T 年度
新契約率	契約件数 (%)																	
	契約金額 (%)																	
新契約伸展率	契約件数 (%)																	
	契約金額 (%)																	
解約失効率	解約失効率Ⅰ	契約件数 (%)																
		契約金額 (%)																
	解約失効率Ⅱ	契約件数 (%)																
		契約金額 (%)																
解約率	契約件数 (%)																	
	契約金額 (%)																	
	支払返戻金 (%)																	
純増加率	契約件数 (%)																	
	契約金額 (%)																	
平均共済金額	新契約 (万円)																	
	期末現在 (万円)																	
職員 1 人当たり	契約件数 (件)																	
	契約金額 (万円)																	
死亡率 (罹災損害率)		消滅契約 (‰)																
		契約件数																
		契約金額																
		支払共済金																
事業費率 (%)	事業費率Ⅰ																	
	事業費率Ⅱ																	
平均予定利率																		

(注) 比率の計算方法は、以下のとおりとする。

1. 新契約率

$$\text{契約件数} : \frac{\text{新契約件数 (A1)}}{\text{期首現在契約件数 (B1)}} \times 100$$

$$\text{契約金額} : \frac{\text{新契約金額 (A2)}}{\text{期首現在契約金額 (B2)}} \times 100$$

2. 新契約伸展率

$$\text{契約件数} : \frac{(A1) - \text{前年度新契約件数}}{\text{前年度新契約件数}} \times 100$$

$$\text{契約金額} : \frac{(A2) - \text{前年度新契約金額}}{\text{前年度新契約金額}} \times 100$$

3. 解約・失効率

解約失効率Ⅰ

$$\text{契約件数} : \frac{\text{解約} + \text{本年度新規失効} - \text{復活}}{(B1) + \text{新契約件数 (月払のみ)}} \times 100$$

$$\text{契約金額} : \frac{\text{解約} + \text{その他減} - \text{その他増} + \text{本年度新規失効} - \text{復活}}{(B2) + \text{新契約金額 (月払のみ)}} \times 100$$

解約失効率Ⅱ

$$\text{契約件数} : \frac{\text{解約} + \text{失効}}{(B1)} \times 100$$

$$\text{契約金額} : \frac{\text{解約} + \text{失効}}{(B2)} \times 100$$

4. 解約率

$$\text{契約件数} : \frac{\text{解 約 件 数}}{(B1) + \text{新契約件数}} \times 100$$

$$\text{契約金額} : \frac{\text{解 約 金 額}}{(B2) + \text{新契約金額}} \times 100$$

$$\text{支払返戻金} : \frac{\text{支払返戻金}}{\text{事業年度開始共済掛金積立金基本計算額}} \times 100$$

5. 純増加率

$$\text{契約件数} : \frac{\text{期末現在契約件数 (C1)} - (B1)}{(B1)} \times 100$$

$$\text{契約金額} : \frac{\text{期末現在契約金額 (C2)} - (B2)}{(B2)} \times 100$$

6. 平均共済金額

$$\text{新契約} : \frac{(A2)}{(A1)}$$

$$\text{期末現在} : \frac{(C2)}{(C1)}$$

7. 職員 1 人当たり

$$\text{契約件数} : \frac{(C1)}{\text{全職員数 (D)}}$$

$$\text{契約金額} : \frac{(C2)}{(D)}$$

8. 死亡率（罹災損害率）

(イ) 事故消滅契約

$$\text{契約件数} : \frac{\text{事故消滅契約件数}}{\text{経過契約件数}} \times 1,000$$

$$\text{契約金額} : \frac{\text{事故消滅契約金額}}{\text{経過契約金額 (E)}} \times 1,000$$

$$\text{支払共済金} : \frac{\text{支払共済金}}{(E)} \times 1,000$$

9. 事業費

$$\text{事業費率} : \frac{\text{事業費}}{\text{正味経過付加共済掛金}} \times 100$$

$$\text{事業費率Ⅱ} : \frac{\text{事業費} - \frac{\text{事業費のうち特別損益の額}}{\text{正味経過付加共済掛金}} - \frac{\text{法人税・住民税及び事業税}}{\text{正味経過付加共済掛金}}}{\text{正味経過付加共済掛金}} \times 100$$

10. 平均予定利率

$$\text{平均予定利率} : \frac{\text{予定利息} \times 2}{\text{年度始積立金} + \text{年度末積立金} - \text{予定利息}} \times 100$$

(2) 短期共済

(単位：％)

区分		共済の種類														
		T-2 年度	T-1 年度	T 年度	T-2 年度	T-1 年度	T 年度	T-2 年度	T-1 年度	T 年度	T-2 年度	T-1 年度	T 年度	T-2 年度	T-1 年度	T 年度
損害率	経過共済掛金															
	経過危険掛金															
事業費率	事業費率Ⅰ															
	事業費率Ⅱ															
平均予定利率																

(3) 長期・短期共済合計

(単位：％)

		T-2 年度	T-1 年度	T 年度
経費率	事業費率Ⅰ			
	事業費率Ⅱ			
平均予定利率				

(注) 比率の計算方法は、以下のとおりとする。

1. 損害率

$$\text{経過共済掛金} : \frac{\text{支払共済金 (G)}}{\text{経過共済掛金}} \times 100$$

$$\text{経過危険共済掛金} : \frac{(G)}{\text{経過危険共済掛金}} \times 100$$

2. 事業費率

$$\text{事業費率Ⅰ} : \frac{\text{事業費}}{\text{正味経過付加共済掛金}} \times 100$$

$$\text{事業費率Ⅱ} : \frac{\text{事業費} - \text{事業費のうち} - \text{法人税・住民税} - \text{特別損益の額} \quad \text{及び事業税}}{\text{正味経過付加共済掛金}} \times 100$$

3. 平均予定利率

$$\text{平均予定利率} : \frac{\text{予定利息} \times 2}{\text{年度始積立金} + \text{年度末積立金} - \text{予定利息}} \times 100$$

4. 経費率

$$\text{経費率Ⅰ} : \frac{\text{長期共済合計事業費} + \text{短期共済合計事業費}}{\text{長期共済合計正味経過付加共済掛金} + \text{短期共済合計正味経過付加共済掛金}} \times 100$$

$$\text{経費率Ⅱ} : \frac{\left(\begin{array}{ccc} \text{長期共済} & \text{長期共済合計} & \text{長期共済合計} \\ \text{合計事業費} & - \text{事業費のうち} & - \text{法人税・住民税} \\ & \text{特別損益の額} & \text{及び事業税} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{ccc} \text{短期共済} & \text{短期共済合計} & \text{短期共済合計} \\ \text{合計事業費} & - \text{事業費のうち} & - \text{法人税・住民税} \\ & \text{特別損益の額} & \text{及び事業税} \end{array} \right)}{\text{長期共済合計正味経過付加共済掛金} + \text{短期共済合計正味経過付加共済掛金}} \times 100$$

(4) 財務

(単位：％)

区 分		T-2 年度	T-1 年度	T 年度
固定比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産} + \text{外部出資}}$			
運用資産 平均残高構成比率	運用資産 預け金 買現先勘定 債券貸借支払保証金 金銭の信託 金銭債権 有価証券 貸付金 運用不動産			
正味利回り	総資産			
	運用資産Ⅰ 運用資産Ⅱ 運用資産Ⅲ 預け金 買現先勘定 債券貸借支払保証金 金銭の信託 金銭債権 有価証券 貸付金 運用不動産			

(注) 比率の計算方法、以下のとおりとする。

1. 運用資産（一般勘定）平均残高構成率

$$\begin{aligned}
 \text{運用資産：} & \frac{\text{運用資産平均残高 (I)}}{\text{総資産平均残高 (H)}} \times 100 \\
 \text{預け金：} & \frac{\text{預け金平均残高 (J)}}{(I)} \times 100 \\
 \text{買現先勘定：} & \frac{\text{買現先勘定平均残高 (L)}}{(I)} \times 100 \\
 \text{債券貸借支払保証金：} & \frac{\text{債券貸借支払保証金平均残高 (M)}}{(I)} \times 100 \\
 \text{金銭の信託：} & \frac{\text{金銭の信託平均残高 (N)}}{(I)} \times 100 \\
 \text{金銭債権：} & \frac{\text{金銭債権平均残高 (O)}}{(I)} \times 100 \\
 \text{有価証券：} & \frac{\text{有価証券平均残高 (P)}}{(I)} \times 100 \\
 \text{貸付金：} & \frac{\text{貸付金平均残高 (Q)}}{(I)} \times 100 \\
 \text{運用不動産：} & \frac{\text{運用不動産平均残高 (R)}}{(I)} \times 100
 \end{aligned}$$

2. 正味利回り（総資産）

$$\text{総資産：} \frac{\text{財産運用益}}{(H)} \times 100$$

3. 正味利回り（一般勘定）

$$\begin{aligned}
 \text{運用資産 I：} & \frac{\text{財産運用損益 (T)}}{(I)} \times 100 \\
 \text{運用資産 II：} & \frac{\text{利息配当収入 (U)}}{(I)} \times 100 \\
 \text{運用資産 III：} & \frac{(T) - (U)}{(I)} \times 100 \\
 \text{預け金：} & \frac{\text{預け金の運用損益}}{(J)} \times 100 \\
 \text{債券貸借支払保証金：} & \frac{\text{債券貸借支払保証金の運用損益}}{(M)} \times 100 \\
 \text{買現先勘定：} & \frac{\text{買現先勘定の運用損益}}{(L)} \times 100 \\
 \text{金銭の信託：} & \frac{\text{金銭の信託の運用損益}}{(N)} \times 100 \\
 \text{金銭債権：} & \frac{\text{金銭債権の運用損益}}{(O)} \times 100 \\
 \text{有価証券：} & \frac{\text{有価証券の運用損益}}{(P)} \times 100 \\
 \text{貸付金：} & \frac{\text{貸付金の運用損益}}{(Q)} \times 100 \\
 \text{運用不動産：} & \frac{\text{不動産の運用損益}}{(R)} \times 100
 \end{aligned}$$

V-2 その他報告等様式集

II-3-1 1-2 (4) ②エ	運用不動産取得承認申請書
II-3-1 4 (2)	障害等発生報告書
III-1-1 (2) ①	決算ヒアリング資料（再保険契約実績）の提出について
III-1-1 (2) ③	総合的なヒアリング資料（第○四半期事業概況（又は経営状況のその他参考となるべき事項））の提出について
III-1-1 (2) ⑦	9月末における財務内容ヒアリング資料（中間業務実績）及び上記再保険契約実績の提出について
III-1-2-2 (1)	検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について
III-1-4-1 (2)	組合に関する苦情受付票
III-1-5-2 (2)	法令解釈等の照会を受けた際の回答について判断がつかないものについての連絡箋
III-1-5-2 (4)	法令解釈の照会を受ける頻度が高いものを関係部局へ回覧するための応接箋

(様式Ⅱ－３－１１－２（４）②エ)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

(住 所)
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

運用不動産取得承認申請書

下記の不動産の取得につき、理事会において決定をしたので、監督指針Ⅱ－３－１１－２の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 取得しようとする不動産

(1)	種類	
(2)	所在地	
(3)	規模	
(4)	取得価格	
(5)	取得直前の用途	

2. 譲渡人

(1)	住所	
(2)	氏名又は名称	

3. 取得計画

(1)	取得時期	
(2)	取得資金の調達計画	

(3)	支払い計画	
-----	-------	--

4. 取得後の計画

(1)	運用計画	
(2)	収支計画	

5. 添付書類

- (1) 取得しようとする不動産の取得について決議を行った理事会の議事録謄本
- (2) 最近の残高試算表
- (3) 直近の事業年度末の貸借対照表及び直近の事業年度の損益計算書
- (4) 現在の固定資産、外部出資及び建設仮勘定の内容を記載した書面
- (5) 取得しようとする不動産に関する図面
- (6) 不動産鑑定業者の鑑定評価書副本
- (7) 取得しようとする不動産の登記簿謄本
- (8) 取得しようとする不動産の売買契約書案

以 上

(様式Ⅱ－３－１４（２）)
 番 号
 年 月 日

水産庁長官 殿

(住 所)
 共済水産業協同組合連合会
 代表理事 氏 名

今般、以下のように { ① 害等が発生した
 ②サイバー攻撃を検知した
 ③サイバー攻撃の予告を受けた } ので、監督指針Ⅱ－３－１４
 (２)の規定に基づき報告します。

(新規・続報) 障害等発生報告書

受付日時	年 月 日 時 分
連絡者	所属： (電話番号) 氏名：
状況	発生日時： 年 月 日 時 分頃
障害原因	未確認 ・ 確認済 ()
復旧見込	日 時頃 ・ 不明
復旧までの影響	
対処状況	復旧までの対応策： 対外説明：
事後改善策	

(記 載 要 領)

- 1 障害発生等の状況に照らして報告文中の①～③のいずれかを選択するとともに、太枠内を記載すること。
- 2 障害の状況等が多岐に亘る場合、本様式記載のうえ別紙添付可（様式任意）。
- 3 「状況」欄には、障害等の状況のほか、発生場所（市町村名まで）、被害が確認されている場合には必要に応じ、被害の状況を記載すること。
- 4 「対処状況」の「復旧するまでの対応策」については、応急措置、抜本的対応（代替措置等）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること。
- 5 障害等がサイバーテロによるものである場合は、以下の事項についても、判明した範囲で記載すること。
 - ① 攻撃の種別（不正アクセス、サービス不能攻撃、情報漏えい・改ざん、システム破壊等）及び原因（セキュリティホール、侵入経路、不正プログラム等）【障害原因欄】
 - ② その他の連絡先（警察、セキュリティ関係機関、他省庁等）【対処状況欄】
 - ③ 他の事業者に対する攻撃の可能性【状況欄】

(様式Ⅲ－１－１（２）①)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

(住 所)
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

決算ヒアリング資料（再保険契約実績）の提出について

〇〇年度における再保険契約実績について、別添のとおり提出します。

添付資料

別添参照

Ⅲ－１－１（２）①（又は⑦）

年度（上期）再保険契約実績報告

(1) 再保険の概要

(単位：億円、%)

対象となる共済		再保険の種類	再保険先					再保険割合	うち免許外国保険業者以外の外国保険業者(※)への再保険割合	備考
共済の種類	共済金額		国数	取引先数	うち免許外国保険業者以外の外国保険業者(※)数	再保険先の引受責任限度額	うち免許外国保険業者以外の外保険業者(※)の引受責任限度額			
	①					②	③	④＝②／①	⑤＝③／①	

※：水産業協同組合法施行規則第59条第4号に規定する者をいう。
注：再保険先の名称及び住所については、免許外国保険業者とそれ以外の外国保険業者を区別して作成した名簿を別途添付すること。

(2) 再保険実績

(単位：千円)

再保険の種類	再保険料	再保険金	再保険手数料	その他収入	収支残高
	①	②	③	④	②＋③＋④－①

(様式Ⅲ－１－１（２）③)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

(住 所)
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

総合的なヒアリング資料（第○四半期事業概況（又は経営状況のその他参考となるべき事項））の提出について

○○年度第○四半期における事業概況（又は経営状況のその他参考となるべき事項）について、別添のとおり提出します。

添付資料
別添参照

(Ⅲ－１－１（２）③の様式例)

年度第 四半期事業概況

I．契約高の状況

II．財産運用の状況

- 1．運用資産残高表
- 2．有価証券等の状況
- 3．運用不動産の取得処分状況

- (注) 1. I 及び II の 1、2 については、第 1、第 3 四半期ヒアリングのみでも差し支えない。
2. 財産の状態等を明らかにするために、この様式に掲げてある科目等を細分化し又はこの様式に掲げてある科目等以外に、その性質に応じた適切な名称を付し適切な場所に、記載することができる。

I. 契約高の状況

(1) 長期共済

(単位：件、百万円)

（単位：千円・百万円）																		
共済の種類	前期末		当 期															
			当期末		純増(減)		契 約 の 増 減											
							新契約高		満期消滅		事故消滅		解約消滅		転換消滅		その他増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注：() は対前年同期比。

(2) 短期共済

(単位：件、共済金額：百万円、共済掛金：千円)

共済の種類	前期末		当 期		
			新契約高		
	件数	共済金額	件数	共済金額	共済掛金
			()	()	()
			()	()	()
			()	()	()
			()	()	()
			()	()	()

注：() は対前年同期比。

Ⅱ．財産運用の状況

1．運用資産残高表

(単位：百万円、%)

項目 運用方法		前期末残高		当期末残高		増減額		増減率
			構成比		構成比		構成比	
運 用 資 産	預け金							
	金銭の信託							
	金銭債権							
	有価証券							
	公社債							
	国債							
	地方債							
	金融債							
	特別法人債							
	短期社債							
	社債							
	株式							
	外国証券							
	外債							
	外国株式							
	その他							
	その他の有価証券							
	貸付信託受益証券							
	投資信託							
	貸付金							
	共済契約貸付金							
	金融機関貸付金							
	信漁連貸付金							
	運用不動産							
合 計								
うち外貨建資産								

2. 有価証券等の状況

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	当 期 末		前 期 末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券				

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分	当 期 末					前 期 末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
責任準備金対応債券										
満期保有目的の債券										
子会社・関連会社株式										
その他有価証券										
公社債										
株式										
外国証券										
その他の有価証券										
譲渡性預金証書等										
合 計										
公社債										
株式										
外国証券										
その他の有価証券										
譲渡性預金証書等										

③ 時価のない有価証券

(単位：百万円)

区 分	当期末	前期末
	帳簿価額	帳簿価額
責任準備金対応債券		
満期保有目的の債券		
子会社・関連会社株式		
その他有価証券		
合 計		

(注) 有価証券のほか、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーなどの金銭債権を含みます。

(2) 金銭の信託の時価情報

① 金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	当 期 末			前 期 末		
	貸借対照表計上額	時価額	差損益	貸借対照表計上額	時価額	差損益
金銭の信託						

② 売買目的有価証券の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	当 期 末		前 期 末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券				

③ 責任準備金対応債券・満期保有目的の債券・その他有価証券の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	当 期 末			前 期 末		
	帳簿価額	時価	差損益	帳簿価額	時価	差損益
責任準備金対応債券						
満期保有目的の債券						
その他有価証券						

3. 運用不動産の取得処分状況

(1) 当期取得状況

(単位：百万円)

用途	運用物件の名称	取得年月日	取得内容	種類	取得前簿価	取得額	取得後簿価	評価年月日
				土地				
				減価償却資産 (うち建物)				
				無形固定資産				
				計				
				土地				
				減価償却資産 (うち建物)				
				無形固定資産				
				計				
計	件			土地				
				減価償却資産 (うち建物)				
				無形固定資産				
				計				

(2) 当期処分状況

(単位：百万円、㎡)

用途	運用物件の名称	所在地	取得年月日	種類	現況	処分面積	取得前簿価 (A)	処分価額 (B)	処分先	処分理由	備考
				土地							
				減価償却資産 (うち建物)							
				無形固定資産							
				計							
				土地							
				減価償却資産 (うち建物)							
				無形固定資産							
				計							
計	件			土地							
				減価償却資産 (うち建物)							
				無形固定資産							
				計							

(様式Ⅲ－１－１（２）⑦)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

(住 所)
共済水産業協同組合連合会
代表理事 氏 名

９月末における財務内容ヒアリング資料（中間業務実績）及び上期再保険契約実績の提出について

〇〇年度９月末における財務内容（中間業務実績）及び上期再保険契約実績について、別添のとおり提出します。

添付資料
別添参照

(様式Ⅲ－１－１（２）⑦)

年度中間業務実績

1. 比較貸借対照表
2. 比較損益計算書
3. 契約高の状況
4. 運用資産残高表
5. 運用利回り状況表
6. 財産運用収益明細表
7. 財産運用費用明細表
8. 有価証券等の状況
9. 運用不動産用途別状況表
10. 共済契約準備金明細表
11. 責任準備金計算書
12. 共済掛金積立金明細表
13. 未経過危険共済掛金計算書
14. 異常危険準備金積立計算書
15. 利源分析表
16. 価格変動準備金積立計算書
17. 総額限度のある運用対象一覧表
18. 同一人に対する運用財産状況表
19. リスク管理債権等の状況
20. 共済等の支払能力の充実の状況を示す比率（支払余力比率）
21. 経営効率表
22. デリバティブ取引の状況
23. 再保険契約実績報告

- (注) 1 様式については、決算速報様式及び決算ヒアリングを準用して差し支えない。
- 2 8の有価証券の状況、19のリスク管理債権等の状況及び22のデリバティブ取引の状況については別紙を参照。
- 3 該当なしの場合は、本様式の当該箇所にその旨記載し、資料の添付を要さないものとする。
- 4 財産の状態等を明らかにするために、この様式に掲げてある科目等を細分化し又はこの様式に掲げてある科目等以外に、その性質に応じた適切な名称を付し適切な場所に、記載することができる。

8. 有価証券等の状況

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	当 年 度 末		前 年 度 末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券				

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分	当 年 度 末					前 年 度 末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
責任準備金対応債券										
満期保有目的の債券										
子会社・関連会社株式										
その他有価証券										
公社債										
株式										
外国証券										
その他の有価証券										
譲渡性預金証書等										
合計										
公社債										
株式										
外国証券										
その他の有価証券										
譲渡性預金証書等										

③ 時価のない有価証券

(単位：百万円)

区 分	当年度末	前年度末
	帳簿価額	帳簿価額
責任準備金対応債券		
満期保有目的の債券		
子会社・関連会社株式		
その他有価証券		
合 計		

(注) 有価証券のほか、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーなどの金銭債権を含みます。

(2) 金銭信託の時価情報

① 金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	当 年 度 末			前 年 度 末		
	貸借対照表計上額	時価額	差損益	貸借対照表計上額	時価額	差損益
金銭の信託						

② 売買目的有価証券の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	当 年 度 末		前 年 度 末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券				

③ 責任準備金対応債券・満期保有目的の債券・その他有価証券の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	当 年 度 末			前 年 度 末		
	帳簿価額	時価	差損益	帳簿価額	時価	差損益
責任準備金対応債券						
満期保有目的の債券						
その他有価証券						

(3) 有価証券残存期間別内訳

(単位：百万円)

区分	平成 年（前年）度末				
	1 年以下	1 年超 5 年以下	5 年超 1 0 年以下	10 年超	合計
国債					
地方債					
金融債					
特別法人債					
短期社債					
社債					
株式					
外国証券					
外債					
外国株式等					
その他の有価証券					
合 計					
区分	平成 年度末				
国債					
地方債					
金融債					
特別法人債					
短期社債					
社債					
株式					
外国証券					
外債					
外国株式等					
その他の有価証券					
合 計					

(4) 地方債地域別内訳

(単位：百万円、%)

区分	平成 年(前年)度末		平成 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
北海道・東北				
関東・甲信越				
東海・北陸				
近畿				
中国・四国				
九州				
その他				
合計				

(注) 上記「その他」は共同発行市場公募地方債です。

(5) 公社債および外債格付別内訳

(単位：百万円、%)

区分	平成 年(前年)度末		平成 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
A A A				
A A				
A				
B B B				
B B 以下				
格付無し				
合計				

- (注) 1. 国債、地方債および特別法人債を除いています。
2. 外部格付機関の格付にもとづき作成しています。

(6) 株式業種別内訳

(単位：百万円)

区分		平成 年(前年)度末	平成 年度末
製 造 業	食料品		
	繊維製品		
	パルプ・紙		
	化学		
	医薬品		
	石油・石炭製品		
	ゴム製品		
	ガラス・土石業		
	鉄鋼		
	非鉄金属		
	金属製品		
	機械		
	電気機器		
	輸送用機器		
	精密機械		
	その他製品		
	計		
非 製 造 業	水産・農林業		
	鉱業		
	建設業		
	電気・ガス業		
	運輸業		
	情報・通信業		
	卸売業		
	小売業		
	金融・保険業		
	不動産業		
	サービス業		
	計		
合計			

(7) 貸付金明細

(単位：百万円)

区分	平成 年(前年)度末		平成 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
共済契約貸付金				
うち共済証書貸付金				
うち共済振替貸付金				
金融機関貸付金				
信漁連貸付金				
合計				

(8) 海外投融資明細

(単位：百万円、%)

区分	平成 年(前年)度末		平成 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
外貨建資産				
債券				
株式				
預金・その他				
円貨建資産				
金融機関貸付金				
債券・その他				
合計				

(9) 外貨建資産通貨別内訳

(単位：百万円、%)

区分	平成 年(前年)度末		平成 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
米ドル				
ユーロ				
その他				
合 計				

(注) 単一通貨ユーロを採択した12か国の通貨建資産を、ユーロ建資産として一括表示しています。

(1 0) 海外投融資地域別内訳

(単位：百万円、%)

区分				ヨーロッパ	北米	中南米	中東	アフリカ	アジア	オセアニア	国際機関	合計
平成 年 (前年)度末	有価証券	金額 (構成比)										
		債券	金額 (構成比)									
		外国株式等	金額 (構成比)									
	貸付金	金額 (構成比)										

区分				ヨーロッパ	北米	中南米	中東	アフリカ	アジア	オセアニア	国際機関	合計
平成 年度末	有価証券	金額 (構成比)										
		債券	金額 (構成比)									
		外国株式等	金額 (構成比)									
	貸付金	金額 (構成比)										

19. リスク管理債権等の状況

(1) リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	当年度末	前年度末	増 減 率
破綻先債権 (a)			
延滞債権 (b)			
3か月以上延滞債権 (c)			
貸付条件緩和債権 (d)			
合計 (e) = (a) + (b) + (c) + (d)			
貸付金残高 (f)			
占率 (e) / (f)			—
一般貸倒引当金			
個別貸倒引当金			
貸倒引当金合計			

注 (a)～(d)の欄は、規則第207条第6号ロ(1)～(4)に定める債権をいう。

(2) 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	当年度末	前年度末	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (a)			
危険債権 (b)			
要管理債権 (c)			
計 (d) = (a) + (b) + (c)			
正常債権 (e)			
合計 (f) = (d) + (e)			

注 (a)～(c)及び(e)欄については、規則第207条第6号ハ(1)～(4)に定める債権をいう。

23. デリバティブ取引の状況

(1) 取引の内容

(2) 取組方針

(3) リスクの内容

(4) リスク管理体制

(5) デリバティブ取引の時価情報

① 差損益の内訳

(単位：百万円)

区分	平成 年度末
	差損益
金利関連	
通貨関連	
株式関連	
債券関連	
その他	
合計	

(注) 差損益は、損益計算書に計上しています。

②金利関連

(単位：百万円)

区分	種 類	平成 年(前年)度末			
		契約額等	うち1年超	時 価	差損益
店頭	金利スワップ 固定金利受取／ 変動金利支払 固定金利支払／ 変動金利受取				
合 計					
区分	種 類	平成 年度末			
		契約額等	うち1年超	時 価	差損益
店頭	金利スワップ 固定金利受取／ 変動金利支払 固定金利支払／ 変動金利受取				
合 計					

(単位：百万円)

		平成 年(前年)度末		
残存期間		1年以下	1年超3年以下	3年超
受取固定／支払変動スワップ想定元本				
	平均受取固定金利			
	平均支払変動金利			
支払固定／受取変動スワップ想定元本				
	平均受取変動金利			
	平均支払固定金利			
		平成 年(前年)度末		
残存期間		1年以下	1年超3年以下	3年超
受取固定／支払変動スワップ想定元本				
	平均受取固定金利			
	平均支払変動金利			
支払固定／受取変動スワップ想定元本				
	平均受取変動金利			
	平均支払固定金利			

③通貨関連

(単位：百万円)

区分			平成 年(前年)度末			平成 年度末		
			契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益
為替予約取引	米ドル／円	売建						
		買建						
	ユーロ／円	売建						
		買建						
	計							
通貨スワップ取引	米ドル／円							
	豪ドル／円							
	計							
通貨オプション取引	米ドル／円コール	売建						
		買建						
	米ドル／円プット	売建						
		買建						
	ユーロ／円コール	売建						
		買建						
	ユーロ／円プット	売建						
		買建						
	計							
合 計								

④株式関連

(単位：百万円)

区分	種 類	平成 年(前年)度末			
		契約額等		時 価	差損益
			うち1年超		
取引所	株式指数先物 売建 買建				
合 計					
区分	種 類	平成 年度末			
		契約額等		時 価	差損益
			うち1年超		
取引所	株式指数先物 売建 買建				
合 計					

⑤債券関連

(単位：百万円)

区分	種 類	平成 年(前年)度末			
		契約額等	うち1年超	時 価	差損益
取引所	債券先物 売建 買建				
店頭	債券オプション 売建 コール (うち米ドル) プット (うち米ドル) 買建 コール (うち米ドル) プット (うち米ドル)				
合 計					
区分	種 類	平成 年度末			
		契約額等	うち1年超	時 価	差損益
取引所	債券先物 売建 買建				
店頭	債券オプション 売建 コール (うち米ドル) プット (うち米ドル) 買建 コール (うち米ドル) プット (うち米ドル)				
合 計					

⑥その他

農林水産省指令〇〇第〇〇号

(住 所)

共済水産業協同組合連合会

代表理事 氏 名

平成 年 月 日を検査基準日として、(〇〇〇〇等について) 貴連合会を検査した結果を平成 年 月 日付け 第 号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析及び改善・対応策について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第 項の規定に基づき報告を求めるので、平成 年月 日までに報告されたい。

なお、この処分について不服のあるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

平成 年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○

組合に関する苦情受付票

属 性			
日 時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分〔電話・来局・文書〕		
組合名			
申出者		応接者	
苦情内容			
摘要			

V－3 参考資料

III－1－5－3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則

[資料1] III-1-5-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係

農林水産省訓令第4号

省中一般

農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則を次のように定める。

平成14年3月27日

農林水産大臣 武部 勤

農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則

(目的)

第1条 この訓令は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）に従い、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為に関して、当該行為が農林水産省所管法令の特定の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめ法令を担当する課の長あてに確認し、当該課の長が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「課の長」とは、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）に規定する課の長並びに商品取引監理官、消費者情報官、保険監理官、地域計画官及び漁業保険管理官をいう。

(対象となる法令)

第3条 農林水産省における本手続の対象となる法令の条項は、農林水産省が所管する法令の条項のうち、次のいずれかであって第1条の趣旨に該当するものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務（法定受託事務及び自治事務）に係るものは対象としない。

(1) 当該条項が申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合

(2) 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合

(3) 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

2 本手続の対象となる法令の条項及び各法令の条項を担当する課については、一覧表を作成し農林水産省のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表については、法令改正等があった場合には、これを随時見直すこととする。

(照会)

第4条 民間企業等からの照会を受け付ける窓口（以下「照会窓口」という。）は、各法令を担当する課とする。具体的には、前条第2項の規定に従い農林水産省のホームページで公開した各法令を担当する課においては別添1の様式に従った照会（電子的手法を含む。）を受け付けるものとする。

なお、課の長は、照会の内容が当該課の所管する法令以外に関するものであった場合

には、その旨を照会した者に電話又は書面（電子的手法を含む。以下同じ。）により通知することとする。この際、照会を受けた課の長は、当該照会内容に関する法令の担当の課又は担当省庁が明らかな場合はこれを明示することとする。

- 2 課の長は、次に掲げるすべての資格要件を備えた民間企業等（以下「照会者」という。）又はその代理人からの照会を照会窓口において受け付けるものとする。
 - （1）将来照会者自らが行おうとする事業活動に係る個別具体的な行為を示すこと。
 - （2）適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
 - （3）当該法令の規定の適用対象となるかどうかについて、照会者又はその代理人の見解及びその根拠を示していること。
 - （4）照会及び回答の内容が公表されることに同意していること。
- 3 課の長は、前項の資格要件を備えていない者から照会があった場合、資格要件を備えていない旨をその者に電話又は書面により通知することとする。
- 4 照会者又はその代理人が照会書に第6条に掲げる公表の延期を希望する旨及びその理由並びに公表可能とする時期を付記している場合、課の長は速やかにその内容を検討し、遅滞なくその諾否を第5条に規定する回答期間内に照会者又はその代理人に通知するものとする。
- 5 課の長は、本手続の運用上必要な範囲内で、照会者又はその代理人に対して照会書の補正を求めることができる。この場合において、当該補正に要した期間は、次条に規定する回答期間に含まないものとする。
- 6 課の長は、回答を行うまでの間に照会者又は代理人からの照会の取消しの申出があった場合、次条の規定にかかわらず、当該申出に係る照会についての回答は行わないものとする。

（回答）

第5条 課の長は、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから、原則として、30日以内に照会者又はその代理人に対する回答を行わなければならないものとし、可能な限り速やかに回答するよう努めるものとする。

- 2 課の長は、次に掲げる理由により30日以内に回答を行うことができない場合には、照会者又はその代理人に対して、遅滞なく、その理由及び回答時期の見通しを書面により通知するものとする。
 - （1）慎重な判断を要する場合
 - （2）事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合
- 3 課の長は、照会書により記載された事実のみを前提に、照会のあった行為が照会対象法令の対象となる旨又は対象とならない旨の見解を別添2の様式により回答（電子的手法を含む。）する。ただし、照会者又はその代理人が口頭で回答することに同意する場合については、この限りでない。

なお、課の長は、当該回答の根拠を付記するものとする。
- 4 課の長は、次に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。この場合において、課の長は、照会者又はその代理人に対し、遅滞なく、回答を行わない旨及びその理由を電話又は書面にて通知するものとする。
 - （1）判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である場合又は不足している場合
 - （2）類似の事案が争訟の対象となっている場合
 - （3）照会内容が刊行物等により明らかにされている場合又は当該照会に対する回答が既に公表している回答と同様の内容となる場合

(照会及び回答の内容の公表等)

第6条 照会及び回答の内容は、次項に規定する公表を行うべき時期に農林水産省のホームページにおいて、原則として、これをこのまま公表するものとする。

また、照会者の同意がある場合は照会者名を公表することができる。ただし、照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。

2 公表は、原則として、回答を行ってから30日以内に行う。ただし、次に掲げる場合には、30日を超えてから公表を行うことができるものとする。

(1) 照会者又はその代理人が、照会書に公表の延期を希望する旨及びその理由並びに公表を希望する時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められる場合

(2) 公益上その他の理由で公表を遅らせる必要がある場合

附 則

この規則は、平成14年3月29日から施行する。

附 則（平成20年3月5日農林水産省訓令第3号）

この規則は、平成20年3月12日から施行する。

別添 1

農林水産省法令適用事前確認手続（照会書）

年 月 日

課の長の職名殿

照会者名（法人にあつては名称及び代表者名）
※代理人による照会の場合は上記に加え
代理人名（法人にあつては名称及び代表者名）

下記について、照会します。
なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会対象法令名及び条項

2 自らが行おうとする事業活動に係る具体的な行為
（必要ならば資料の添付ができます）

3 当該行為と照会対象法令の条項の規定との関係についての自己の見解及びその根拠

4 照会者名公表の同意

照会者名の公表に 同意します / 同意しません

（いずれかを囲んでください）

5 公表の延期の希望（公表の延期を希望する場合のみ、記載して下さい。）

- (1) 理由
- (2) 公表希望時期

6 連絡先

- ① 郵便番号
- ② 住所
- ③ 法人にあつては担当者名
- ④ 電話番号・FAX番号
- ⑤ 電子メールアドレス

別添 2

農林水産省法令適用事前確認手続（回答書）

年 月 日

照会者名（法人にあつては名称及び代表者名）

※代理人による照会の場合は上記に加え

代理人名（法人にあつては名称及び代表者名） 殿

課の長の職名

○年○月○日付けで照会のあった件について、以下の見解を回答いたします。

照会対象法令（条項）の

対象となる / 対象とならない

本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。なお、当該回答の根拠は、下記のとおりです。

記